

令和6年第3回鞍手町議会定例会会期日程（案）

1 会 期 6月5日（水）から18日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月5日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程・ 提案説明
6日	木			考 査 日
7日	金			考 査 日
8日	土			閉 庁
9日	日			閉 庁
10日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
11日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
12日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
13日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
14日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
15日	土			閉 庁
16日	日			閉 庁
17日	月	予 備 日		
18日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

※ 一般質問が1日で終了した場合、11日は休会となります。

令和6年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和6年6月5日 午後1時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和6年6月5日 午後2時30分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	1 1	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	1 2	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	1 3	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
	1 0	有 働 徳 仁	出			
会議録署名議員	1	許 斐 英 幸		2	田 中 二 三 輝	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	加 藤 優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健康こども課長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和6年第3回鞍手町議会定例会議事日程

6月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第24号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第4 議案第25号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第5 議案第26号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第6 議案第27号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第7 議案第28号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第8 議案第29号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第9 議案第30号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第10 議案第31号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第11 議案第32号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第12 議案第33号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第13 議案第34号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第14 議案第35号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第15 議案第36号 鞍手町農業委員会委員の任命
- 日程第16 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第40号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第43号 財産の取得

令和 6 年 6 月 5 日 6 月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番	許 斐 英 幸	2 番	田 中 二 三 輝	3 番	星 正 彦
4 番	宇 田 川 亮	5 番	野 口 美 恵 子	6 番	新 谷 留 晴
7 番	的 野 信 之	8 番	石 井 大 輔	9 番	許 斐 潤 一 郎
10 番	有 働 徳 仁	11 番	栗 田 美 和	12 番	西 藤 典 子
13 番	篠 原 哲 哉				

2 欠席議員は次のとおりである
なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

—— 開 議 1 3 時 0 0 分 ——

○議長（的野信之君）

開会に先立ち、4月1日付け人事異動により、課長の交代がありますので、町長から紹介をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

4月1日付で人事異動を行いましたので、異動及び新任の課長の紹介を行います。まず、初めに、総務課長 梶栗恭輔です。前産業振興課長です。

○総務課長（梶栗恭輔君）

総務課長の梶栗恭輔です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

続きまして、まちづくり課長 高橋奈美江です。前総務課長です。

○まちづくり課長（高橋奈美江君）

まちづくり課長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○町長（岡崎邦博君）

次に、産業振興課長 柴田隆臣です。前まちづくり課長です。

○産業振興課長（柴田隆臣君）

産業振興課長 柴田隆臣です。よろしくお願いいたします。

○町長（岡崎邦博君）

次に、議会事務局長 武谷朋視です。前会計管理者兼会計課長です。

○議会事務局長（武谷朋視君）

議会事務局長の武谷です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

続きまして、新任課長を紹介いたします。会計管理者兼会計課長 小長光弘平です。前総務課財政係長からの昇格です。

○会計課長（小長光弘平君）

会計管理者兼会計課長 小長光弘平です。よろしくお願いします。

○町長（岡崎邦博君）

以上で、職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和6年第3回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

行政報告の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に係る進捗状況についてご報告申し上げます。まず、施設設置の候補地については、本年2月27日に「ごみ処理施設候補地選定委員会」を設置し、計3回の委員会が開催され、候補地の選定が行われました。その後、先月29日に、ごみ処理施設候補地選定委員会から選定結果報告を受け、当初の7候補地から2候補地まで絞られたところです。また、今後の可燃ごみ処理方法については4案あり、一つ目が現RDF施設の継続利用、二つ目が可燃ごみ処理施設の新規建設、三つ目が現RDF施設を中継施設に改修し他市へ処理委託する。四つ目が中継施設を新規建設し他市へ処理委託する。以上のうち、二つ目の可燃ごみ処理施設を新規建設する方向で検討しています。なお、本年4月1日付で組合長が宮若市の塩川市長から、鞍手町町長である私岡崎に変更となっており、職員体制につきましても、昨年10月1日から、宮若市職員1名を派遣し、さらに本年4月1日からは、本町をはじめ、宮若市、小竹町からそれぞれ1名の職員を派遣しています。今後、施設整備に向けては、組合の組織体制を

整えるとともに、「株式会社エックス都市研究所九州事務所」と業務委託契約を締結し、施設整備に必要な計画を策定してまいります。先月 21 日には環境省を訪問し、「交付金制度の改善に関する要望」を行って提出してまいりました。令和 14 年度を目途に新たな施設整備に向けて取り組んでまいります。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（的野信之君）

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております

「令和 5 年度 鞍手町繰越明許費繰越計算書」

「令和 5 年度 鞍手町継続費繰越計算書」

「第 9 期 鞍手町高齢者保健福祉計画」

「第 7 期 鞍手町障がい福祉計画、第 3 期 鞍手町障がい児福祉計画」

「第 4 次 鞍手町男女共同参画基本計画」

「舟川隣保館等整備事業基本計画」

「鞍手町地域公共交通計画」

「鞍手町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

及び 監査より提出されております

「例月現金出納検査報告書」

を お手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、議長において

1 番議員 許斐英幸議員 及び

2 番議員 田中二三輝議員 を指名します。

次に日程第 2 会期の決定を議題とします。今期、定例会の会期は、本日から 6 月 18 日までの 14 日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 18 日までの 14 日間に決定しました。

次に進みます、日程第 3 議案第 24 号から日程第 14 議案第 35 号までの 12 件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第 3 議案第 24 号から日程第 14 議案第 35 号までの 12 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第24号から日程第14 議案第35号までの12件は、鞍手町農業委員会委員12名の任命であります。

本議案は、現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和6年7月19日をもって満了することから、農業委員会等に関する法律第8条第1項で、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」こととなっておりますので、鞍手町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間であり、別紙で候補者12名の履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第3 議案第24号から日程第14 議案第35号までの12件の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第24号から議案第35号までの12件について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

お諮りします。議案第24号から議案第35号までの12件については会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第24号から議案第35号までの12件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第24号から議案第35号までの12件について討論ありませんか

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第24号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に浦部 篤氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第24号は、同意することに決定しました。

次に、議案第25号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に遠藤幸男氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２５号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２６号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に香月宏一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２６号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２７号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に幸田 剛氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２７号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２８号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に小長光 隆氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２８号は、同意することに決定しました。

次に、議案第２９号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に島仲繁雄氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第２９号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３０号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に白石信幸氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３０号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３１号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に田中 勉氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３１号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３２号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に筒井浩一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３２号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３３号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に深草雄介氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３３号は、同意することに決定しました。

次に、議案第３４号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会

委員に古野久和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第34号は、同意することに決定しました。

次に、議案第35号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に安永洋一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第35号は、同意することに決定しました。

次に進みます。日程第15 議案第36号を議題とします。ここで11番議員 栗田美和議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので退場願います。

(「栗田美和議員」退場)

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第15 議案第36号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第36号は、鞍手町農業委員会委員の任命であります。

本議案は、現在の鞍手町農業委員会委員の任期が令和6年7月19日をもって満了することから、栗田美和氏の任命について議会の同意を求めるものであります。なお、委員の任期は、令和6年7月20日から令和9年7月19日までの3年間であり、別紙で履歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第15 議案第36号の提案説明であります。ご審議の上、ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第6号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号については会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第36号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第36号について討論ありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第36号「鞍手町 農業委員会 委員の任命」を採決します。農業委員会委員に栗田美和氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」 多数あり)

挙手多数です。よって議案第36号は、同意することに決定しました。

ここで11番議員 栗田美和議員の入場を許します。

(「栗田美和議員」 入場)

次に進みます。日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号の2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日付で専決処分しました一部改正条例の承認であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第16 議案第37号は、専決第1号鞍手町税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、令和6年度の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税の実施等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

次に、日程第17 議案第38号は、専決第2号鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認であります。本議案は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ及び5割・2割の減額対象となる世帯の所得の基準となる金額の引き上げを内容とする、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を同年3月31日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。以上が、日程第16 議案第37号及び日程第17 議案第38号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に進みます。日程第18 議案第39号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第18 議案第39号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第39号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において配置する職員数の最低基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が、日程第18議案第39号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号の3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第40号は、令和6年度鞍手町一般会計補正予算第1号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款総務費の安全対策費において、県道直方鞍手線の大字中山から大字猪倉に至る区間の開通に伴う、防犯灯の設置工事費として、1,316万7千円を追加しております。

次に、3款民生費では、公立保育所及び認定こども園への給食の材料値上がり分に対する経費として、公立保育所費で、171万6千円、認定こども園費で、336万円をそれぞれ追加しております。

次に、4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費において、ワクチン接種の影響により健康被害を受けられた方について医療費及び医療手当を給付するため、健康被害給付金給付費として、217万1千円を追加しております。

次に、6款農林水産業費では、農地費において、防災重点農業用ため池に指定されている八久保池の堆積土砂の撤去費用として、1,430万円を追加しております。

次に、8款土木費では、橋梁維持費において、九州自動車道と交差する高速道路跨道橋3橋の撤去工事に係る作業場の土地購入費として、2,685万5千円を追加しております。一方、歳入では、歳出予算に関連する国庫支出金、県支出金などを追加しております。そして、これらの要因により生じた財源不足額4,457万1千円は、財政調整基金から繰り入れることにより、歳入歳出予算を調製しております。その結果、歳入歳出それぞれ6,290万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ131億3,980万円としております。

次に、日程第20 議案第41号令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に係るもので、歳出では、1款総務費において、システム改修委託料を追加しております。一方、歳入では、4款県支出金の特別調整交付金分を追加しております。その結果、歳入歳出それぞれ689万2千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ18億6,121万1千円としております。

次に、日程第21 議案第42号令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号であります。本補正予算は、谷山池パイプラインの送水管に起因して、農業用ヒューム管が破損し、農業用水の漏水による道路陥没が発生したことから、送水管の管路切替え工事が必要となったため補正するものです。歳出では、工事費を、歳入では基金繰入金をそれぞれ638万9千円追加しております。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ1,351万6千円としております。以上が、日程第19 議案第40号から日程第21 議案第42号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

次に、日程第22 議案第43号を議題とします。提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第22 議案第43号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第43号は、財産の取得であります。本議案は、新庁舎で使用する什器・備品を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。なお、別紙で什器・備品リスト及び各階のレイアウトプランを添付しておりますので、ご参照ください。以上が、日程第22 議案第43号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は、後日行います。

この際、休会についてお諮りします。明日6日から9日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時30分 ——

| 令和6年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第2号）                        |                        |            |          |          |                       |          |
|-------------------------------------------------|------------------------|------------|----------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所                                            | 鞍手町役場議事堂               |            |          |          |                       |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                                   | 開 会 開 議                |            |          |          | 議 長                   |          |
|                                                 | 令和6年6月10日      午後1時00分 |            |          |          | 的 野 信 之               |          |
|                                                 | 閉 会 開 議                |            |          |          | 議 長                   |          |
|                                                 | 令和6年6月10日      午後3時18分 |            |          |          | 的 野 信 之               |          |
| 出席及び<br>欠席議員                                    | 議席<br>番号               | 氏 名        | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名                   | 出欠<br>の別 |
|                                                 | 1                      | 許 斐 英 幸    | 出        | 11       | 栗 田 美 和               | 出        |
|                                                 | 2                      | 田 中 二 三 輝  | 出        | 12       | 西 藤 典 子               | 出        |
|                                                 | 3                      | 星      正 彦 | 出        | 13       | 篠 原 哲 哉               | 出        |
|                                                 | 4                      | 宇 田 川    亮 | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 5                      | 野 口 美 恵 子  | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 6                      | 新 谷 留 晴    | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 7                      | 的 野 信 之    | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 8                      | 石 井 大 輔    | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 9                      | 許 斐 潤 一 郎  | 出        |          |                       |          |
| 出席      13人<br><br>欠席      0人<br><br>欠員      0人 | 10                     | 有 働 徳 仁    | 出        |          |                       |          |
|                                                 | 会議録署名議員                |            |          | 1        | 許    斐    英    幸      |          |
|                                                 |                        |            |          | 2        | 田    中    二    三    輝 |          |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務<br>局 長 | 武 谷 朋 視       | 出      | 議 会 事 務 局<br>次 長                   | 加 藤      優 | 出      |
|----------------------------------------|----------------|---------------|--------|------------------------------------|------------|--------|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長            | 岡 崎 邦 博       | 出      | 副 町 長                              | 折 尾 敬 敏    | 出      |
|                                        | 教 育 長          | 外 園 哲 也       | 出      | 会 計 課 長                            | 小 長 光 弘 平  | 出      |
|                                        | 総 務 課 長        | 梶 栗 恭 輔       | 出      | 都 市 整 備<br>課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出      |
|                                        | 福 祉 人 権<br>課 長 | 田 鶴 原 竜 二     | 出      | ま ち づ く り<br>課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出      |
|                                        | 税 務 保 険<br>課 長 | 石    田      克 | 出      | 産 業 振 興 課 長 兼 農<br>業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出      |
|                                        | 管 財 課 長        | 石 田 正 樹       | 出      | 上 下 水 道<br>課 長                     | 神 谷      徹 | 出      |
|                                        | 健康こども<br>課 長   | 沼 野 葉 子       | 出      | 教 育 課 長                            | 森 永 健 一    | 出      |
|                                        | 住 民 環 境<br>課 長 | 大 村 俊 夫       | 出      |                                    |            |        |
|                                        |                |               |        |                                    |            |        |
|                                        |                |               |        |                                    |            |        |
| 一般質問<br><br>質問者<br>及び時間                | 議席番号           | 氏 名           | 経過時間   |                                    |            | 質問時間   |
|                                        | 8              | 石 井 大 輔       | 13時01分 | ～                                  | 13時19分     | 10/30分 |
|                                        | 4              | 宇 田 川    亮    | 13時20分 | ～                                  | 14時14分     | 25/30分 |
|                                        | 休 憩            |               |        |                                    |            | 10分    |
|                                        | 5              | 野 口 美 恵 子     | 14時24分 | ～                                  | 14時29分     | 2/30分  |
|                                        | 12             | 西 藤 典 子       | 14時30分 | ～                                  | 15時16分     | 28/30分 |
|                                        |                |               |        |                                    |            |        |
| ※一般質問<br>は答弁時間<br>を除き30分<br>以内         |                |               |        |                                    |            |        |
| 議事日程                                   |                | 別 紙 の と お り   |        |                                    |            |        |
| 付議事件                                   |                | 別 紙 の と お り   |        |                                    |            |        |
| 会議経過                                   |                | 別 紙 の と お り   |        |                                    |            |        |

## 令和6年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

## 一般質問通告一覧表

## 令和6年第3回定例会

| 質問順 | 議員番号<br>質問者 | 質問事項及び質問要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 答弁指定者                         |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 1   | 8番<br>石井大輔  | <b>1. 中学校部活動について</b><br>(1) 部活動の地域移行の現状は<br>(2) 地域クラブ活動への支援等の取組は<br>(3) 部活動の種類によって地域クラブチームがない場合は<br>(4) 部活動の外部コーチの条件は（年齢、人数、報酬）                                                                                                                                                                                                                                                     | 教育長、町長                        |
| 2   | 4番<br>宇田川 亮 | <b>1. 小中学校体育館のエアコン設置について</b><br>(1) 小学校統合後の体育館の利用は<br>(2) 令和5年7月31日付の事務連絡において、熱中症対策を一層推進するために、避難所における空調設備の設置を検討するよう依頼がきている。これに伴い、緊防債や学校施設環境改善交付金と過疎債との併用なども示されている。小中学校体育館にエアコンを設置するべきでは。<br><b>2. ごみ処理施設の今後について</b><br>(1) 候補地の選定場所は<br>(2) 新たなごみ処理施設の方式は<br>(3) 環境省への要望内容は<br><b>3. 町内業者の育成について</b><br>(1) くらて病院、新庁舎及び中央公民館大規模改修での町内業者への発注額等の割合は<br>(2) 小学校統合に係る、町内業者への発注や下請け等の検討は | 町長<br>教育長<br><br>町長<br><br>町長 |
| 3   | 5番<br>野口美恵子 | <b>1. 消滅可能性があると分類された件に関して</b><br>(1) 今後、具体的に何か対策を講じているのか<br>(2) 少子化や人口流出に歯止めをかけるためにどのように取り組んでいく姿勢があるのか                                                                                                                                                                                                                                                                              | 町長                            |
| 4   | 12番<br>西藤典子 | <b>1. 自衛隊への個人情報の提供について</b><br>(1) 5月末までの除外申請者数（男女、年齢別）<br>(2) 自衛隊からの依頼内容と令和6年度の情報提供者数と提供予定日は<br>(3) 「広く住民に周知」出来たのか（広報配布率とHPアクセス登録者率）<br>(4) 近隣市町の動向<br>(5) 今後の対応について<br><b>2. 鞍手中学校の「夢授業」について</b><br>(1) 「夢授業」の意義・目的                                                                                                                                                                | 町長<br><br><br><br><br>教育長     |

| 質問順 | 議員番号<br>質問者 | 質問事項及び質問要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 答弁指定者               |
|-----|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
|     |             | <p>(2) 「夢授業」の運営主体と取り組みまでの経過</p> <p>(3) 講師の一員として自衛官を招聘する意義</p> <p>(4) 自衛官と他の職業との根本的相違点</p> <p><b>3. PFAS (PFOS・PFOA) について</b></p> <p>(1) 鞍手町上水道の水質検査におけるPFOS・PFOAの数値とその意味について</p> <p>(2) この検査の開始年月日と検査回数、委託先と委託料について</p> <p>(3) PFAS製造・販売企業が鞍手町に存在することの認識は</p> <p>(4) その企業が2024年中に町外に移行するという情報の把握は</p> <p>(5) 鞍手町では50年以上創業されていますが、移行後の跡地の安全対策は</p> <p><b>4. 公共の入浴施設の確保について</b></p> <p>(1) 「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため」の高齢者の交流の場、心身機能の維持のための社会施設として入浴施設の要求は高い。対応は</p> | <p>町長</p> <p>町長</p> |

令和 6 年 6 月 1 0 日    6 月 定例会 一般質問。

1    出席議員は次のとおりである（ 1 3 名）

|      |                |      |           |      |                  |
|------|----------------|------|-----------|------|------------------|
| 1 番  | 許 斐 英 幸        | 2 番  | 田 中 二 三 輝 | 3 番  | 星            正 彦 |
| 4 番  | 宇 田 川        亮 | 5 番  | 野 口 美 恵 子 | 6 番  | 新 谷 留 晴          |
| 7 番  | 的 野 信 之        | 8 番  | 石 井 大 輔   | 9 番  | 許 斐 潤 一 郎        |
| 10 番 | 有 働 徳 仁        | 11 番 | 栗 田 美 和   | 12 番 | 西 藤 典 子          |
| 13 番 | 篠 原 哲 哉        |      |           |      |                  |

2    欠席議員は次のとおりである  
なし

~~~~~○~~~~~

—— 開 議 1 3 時 0 0 分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。
日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。
日程第 1 一般質問を行います。
質問は、通告一覧表の順序により行います。
最初に、8 番議員 石井大輔議員の質問を許可します。
（8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8 番（石井大輔君）

8 番石井大輔です。通告に従いまして一般質問を行います。中学校の部活動について
です。昨年ぐらいからよく耳にするようになりましたが、中学校の部活動がなくなり、
クラブチーム化されていくと聞きました。率直にお尋ねいたします。本当に部活動はな

くなるのでしょうか。よろしくお願いします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

文部省の計画によりますと令和7年度までに部活動を地域に移行するというふうな話
は出ておりますけども、それが100%になるというふうなことは考えておりません
し、今のところ教育長会等々で話をしていると、毎日指導できる発達段階に対応した技
術力や生徒指導力を有する外部人材がなかなか確保しづらいというふうなことです
で、この先、地域に完全移行というのは難しいのではないかとというふうに考えておりま
す。なお、教職員によります兼職兼業というのはもう提案されておりますので、どうし
てもできないような部活動に関しましては、希望する教職員が兼職兼業をしていくよう
になるというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

今、教育長のほうから全部が地域のほうに移るのは難しいというお話がありました
が、スポーツ庁のほうも徐々にではありますに移すようにというふうに示されておしま
す。その中で少子化、そして教職員の働き方改革を軸に始まった施策だと思いますが、
本町の部活動の地域移行について具体的にこのようにしていこうとか、そういうふうな
方向性っていうのは何か決まっていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

今のところは、宮若市等々近辺の状況等を見ていながら検討していくようには考え
ておりますが、現在18の中学校には部活動がありますので、そのようなクラブチーム
が果たして鞍手町に全部できるかというふうな検討をしていながら、人材確保に努め
てまいりたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

それではまず休日の部活動のほうを恐らくその地域クラブ活動にというふうに出てい
ましたが、なかなか人材の確保というところで難しい部分もたくさんあると思います。
その中で仮にその人材の確保、または休日のクラブチームへのお願いになると料金等の
支払いが発生してくると思います。今まで無料又は低廉で出来ていた部活動でしたが、
部費のほかに、受益者負担が出てしまった場合、その負担ができないために、部活
動から遠ざかるようなことがないようにしなければならぬと考えます。そのため、地
域クラブ活動に力を入れるクラブチームがあった場合、支援等の取組があるのか、お尋
ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

部活動が地域に移行した場合の支援等につきましては、町執行部と協議をしていきたいというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

部活動の地域移行といっても受皿となるスポーツクラブやクラブチームがなければなりません。もし新設する場合は、道具の購入や倉庫の確保、活動場所の確保などが必要になります。スポーツ庁では、令和5年から令和7年までの3年間を改革推進期間としています。本町においても、意見交換会を実施、部活動改革検討委員会を立ち上げる必要があると思います。そのような計画があるのかないのか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

先ほども申し上げましたように、近隣の市町を見ていながら参考にしていって今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

そのような声もととても大切だと思いますが、そのほか外部コーチ、そしてあとPTA保護者の声もぜひ聞いていただきたいと思います。その中で話し合うのには、やはり教職員の働き方改革、そして地域指導者の確保、活動場所の確保、地域指導者の研修、そして費用負担などの在り方など話合いで決まることがたくさんあると思います。ぜひ立ち上げていただきたいと思います。

令和6年1月に開催された、令和5年度都道府県指定都市教育委員会、管理指導事務主管部課長会議の内容を見ると、スポーツ庁は部活動の地域連携や地域スポーツ、文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備として、令和6年度予算額32億円、令和5年度補正予算額15億円、合わせて47億円の予算がついていると説明しています。内容は大きく3つあり、1つ目が地域クラブ活動へ移行に向けた実証実験に27億円、2つ目に、中学校における部活動指導の配置支援に18億円、3つ目に、地域指導における新たなスポーツ環境の構築などに3億円とあります。このような予算を鞍手中学校の部活動にしっかり活用していただきたいと思います。そして部活動にはスポーツ部のほか文化部がございます。部活動の種類によって地域クラブがない場合、どのような対応になっていくのかお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

文化関係におきましては、現在も中学校のほうでは指導員のほうを雇っております。和太鼓部のほうも、月に2回でございますが指導者が入っております。毎日指導するということは、なかなか指導者を見つけるのが難しゅうございますので、先ほども言いましたが、教職員の兼職兼業をせざるを得なくなるのではないかというふうに考えております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

確かにその兼職兼業という部分で、絶対的に必要になってくる部分だろうなと思います。もし、仮にクラブチームを新設したとして、鞍手中学校にも部活動に熱心な教員の方もたくさんおられます。そんな教員の方がクラブチームに行って指導するというようなこともあると思いますが、その場合にはお給料が発生したり、そういうこともあるかと思いますが、熱心な教員の方からの申出による兼職兼業になると思いますが、その場合ってというのは、許可というのはされるということによろしいのでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

教職員の兼職兼業が認められる予定になっておりますので、許可は教育委員会のほうで出せると思いますが、しかしながら、ある程度の基準を決めていかないと勤務時間がおおよそ4時40分です。生徒が下校するのが4時30分です。4時40分に終わったからすぐ部活動、地域クラブのほうに行くというふうになりますと、なかなか学校運営が難しくなりますので、そういった面を考慮して兼職兼業を認めていくというふうな方向になると思います。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

教育長がおっしゃられるように国のほうもサービスを監督する教育委員会の許可を得た場合、兼職兼業を行うことが可能であるというふうに明記しております。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。そして鞍手中学校では、現在でも部活動によっては、教員顧問のほかに外部指導をしていただいております。外部指導員になるための条件、年齢、そしてまた部活動によっての人数、報酬等をお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

外部指導員の条件でございますが、鞍手町部活動外部指導者に関する規則第2条に、外部指導者は、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有するものと規定されております。年齢や人数については制限を設けておりません。報酬につきましては1時間1,600円で予算の範囲で報

酬を支払っております。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8 番 (石井大輔君)

ということは年齢の部分ですが、例えば高校生のアルバイトでも大丈夫なのか、それとも大学生だったら報酬のほうをお支払いできるのか。そしてまたあと人数も多い部活、少ない部活ありますが、指導したいという熱心な思いを持たれた方が申し込まれてきた場合には許可をするのか。そして最後に報酬の部分ですが時給 1, 6 0 0 円、これの上限等あれば教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

年齢制限のところで高校生・大学生という話が出ましたが、第 2 条に専門的な知識技能を有し、かつ学校教育に関する十分な理解を有するものと規定されておりますので、そのところは面接等を行っていきながら考えていきたいというふうに思っております。予算につきましては、今のところ 1, 6 0 0 円の 3 時間の 3 5 週、2 0 人で予算を組んでおりますので、現在のところは 3 3 6 万円という予算組みをしております。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8 番 (石井大輔君)

報酬のほうはそういうふうな計算になるんだと考えたら、3 3 6 万円ということで、それを皆さんで分け合うっていうふうなイメージになるんだと思います。あと先ほども聞いたんですが、人数のほう例えば、5 人に対して 1 人とか、何か 2 0 人に対して 1 人とかそういうふうな基準というのはあるのでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

今のところ基準は設けておりません。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8 番 (石井大輔君)

人数に上限を設けてないということなのですが、仮に地域クラブへ移行した場合を考えると地域クラブに移行するのが難しい場合も考えると、外部指導員の増員、そして、報酬の見直しっていうのが必要になってくると思うんですが、人数が増えれば、当然、支払いの額 3 3 6 万円を皆さんで分け合うというふうな形になると、ものすごく低くなって、それこそ 1 か月にもらえる賃金というのがもう 1 万円を切ってしまうということにもなりかねないと思うんですが、その辺の見直し等を行う必要があると思いますがどうお考えでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

今後、増えるようなことがございましたら、町執行部と協議をしていきながら、1人当たりの時給等々は守られるように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

今、教育長から説明を頂きまして大体の内容は把握しました。しかしながらやはりお金のかかることで、そこは町長にもお尋ねしたいのですが、前回私が一般質問の中で子育て支援のお願いをしたときに、やはり子育て支援にはもう今、かなりの金額をかけているため、すぐには難しいということで答弁頂きました。その中で、今からこうやって中学校の部活動が改革の時期に迫っております。町長として、もしそういうふうに進んでいく中で、必要なお金の要望があったときには出せるのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

中学生のスポーツ及び文化に関する国の施策について、これからの恐らく令和7年度までに、いろいろと大きく変化をしていくことと思います。今、石井議員よりも説明がありましたが、私自身も子どもの教育、育成については、鞍手町にとっても非常に重要なことというふうに考えております。そしてまたスポーツにしても文化にしても、子どもが成長する過程においては非常に重要な一つの要素であるというふうにも考えております。そしてまたこれから先、小学校も統合していくこともありますので、石井議員が言われるように、中学校の文化体育については、力を入れていきたいというふうにも考えております。しかしながら当然、予算がありますので、全体の予算の範囲内で教育委員会と相談しながら考えていこうというふうに思います。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

ありがとうございます。成り手不足の観点からも、やはり報酬の部分としっかり定め、少しでもやってみたい、教えてみたいという方が増えていただけることを心強く望んでおります。本当に答弁頂きありがとうございます。

本当に教員の長時間労働の是正ができる一方、経済格差によって機会を奪われる可能性があるのではないかと、そのように考え質問させていただきました。義務教育課程で経験することは、今後の人生の中で大きな基盤となり、郷土愛にもつながってくる大切な時間です。子ども達一人一人にとって、そして家族にとっても思い出となっていたきたいと思います。地域の子どもは地域で育てる。鞍手中学校の歴史を大切にしていきたい

と思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、石井大輔議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川 亮議員の質問を許可します。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

4番。通告に従い3点について質問いたします。まず1点目は、小中学校体育館のエアコン設置についてです。現在、小中学校体育館には単に学校の授業等の目的のみに利用されているだけではなく、避難所や社会体育施設としても広く利用されております。しかしながら、小学校6校が1つに統合されようとしている中、体育館の利用だけは継続してほしいといった声が多く聞かれています。そこでお尋ねをいたしますが、小学校統合後の体育館の利用についてどのように考えているのかお答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

小学校につきましては、令和10年4月を開校予定としている6校を1校に統合する計画を進めております。剣南小学校敷地に整備予定の統合校の体育館につきましては、引き続き社会体育などの利用に対して地域開放する計画であります。また、昨年度、社会体育の6小学校の使用状況を調べたところ、中学校と統合されました小学校の体育館で運営は可能であるというふうに考えておりますので、この小中学校の体育館の使用で社会体育の使用は現在のところの数でいえば可能ではないかというふうに考えております。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

本当にダブらなくて可能ですか。実際、剣北小でもほとんど毎日のようにいろいろ使われてあると思いますけども、土日もそうですね。体育館ですよ。それをほかの小学校でもあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、本当に今の状況でダブらなくて、例えば小学校の青少年の、例えばミニバスとか空手とか、大人のバレー、ソフトバレーとかいろいろ使われてありますけども、そういうのがダブらなくて使えますか。もう一度お答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

昨年度調べましたところ恒常的に使われている団体名は7つあります。臨時で使われているところが5つございます。曜日等を見ていきますと、新しい小学校はバスケットにしますと2面使えますので、中学校のほうの2面、小学校のほうの2面合わせまして

4面ございますので、昨年度の使用状況によりますと可能であるというふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

例えば夕方とか土日とか中学校の体育館使えるんですか。ほかのところ部活動とかはしてないんですか。教えてください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

小学校については放課後になりますので時間制限はございませんが、中学校のほうは部活動が終わった後というふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

そういうのも含めて、時間帯も含めて間違いなく今までどおり利用できるというふうに受け止めておいていいですか。間違いはないかどうか確認してください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

使用回数を調べておりますので時間帯については調べておりませんので、中学校の部活動が終わるのが大体7時から7時半になりますので、それからの使用になりますから、そこで使えないところができてくる可能性も遅く始めればできるけれども、早い時間帯だったらできない可能性がある団体が出てくるかもしれません。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

それじゃ最初の答えと違うじゃないですか。使えないところが出てくる可能性があるという教育長答えましたよね。今までどおりできないことになるという可能性が多々あるんじゃないでしょうか。例えば、剣北小学校では土日朝から体育館使っていますよ。そういうのも間違いなく小学校それから中学校等で新しい小学校と中学校の4面で使えるというふうに確認しとっていいんですか。そこをきっちりやってもらわないと。せっかく今、青少年の健全な育成のために尽力されてある方、それから地域等、もうやる気がなくなってできなくなるというようなことも考えられますので、その辺をきち々と確認した上での答弁を求めます。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

昨年度の実績でいきますと、土曜日練習しているのは剣ミニバスケット、午前中アクアマリン、午後鞍手GⅢというふうになっております。2面あれば、午前と午後とそれ

と鞍手GⅢが1日したとしても、小学校の体育館だけで使用可能だというふうに思っております。日曜日に関しましては、鞍手GⅢが1件だけでございますので、大丈夫ではないかと、増えない限りは大丈夫であるというふうに思っております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

では、町長にもお尋ねしますが、現在避難所としても使っていますよね南小の体育館も。それから以前何年か剣北小の体育館も避難所として活用したことがあります。それから、選挙の投票所として活用しています。この辺についてはどういうふうに考えてあるのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

本町においては令和2年以降、体育館を避難所として開設したことはなく、今後小中学校の体育館を避難所として開設した折には、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、避難所衛生環境対策事業として購入したスポットクーラーを活用できると考えております。また今先ほどご質問の投票所についてはですね、今後これからの公共施設の在り方について検討する課題の中の一つだと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

そしたら町長も教育長も、今後、社会体育施設としての体育館の利用というのは、もう今で頭打ちということで考えてあるんですよね。これ以上増えてもらったら困るということですよ。新しくチームができた、利用がしたいとか臨時のところもそうですが、そういうのも含めて利用制限がかかってくるというふうに考えていいんですよね。お2方とも、今後そういった青少年のスポーツを増やすという気持ちはないというふうに理解してしまうんですけども、その点についてお答えください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

その点につきましては中央公民館の体育館もございますので、制限をするという考えは教育委員会としては考えておりません。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

中央公民館の体育館も現在使っているでしょ。それも調べた上のことですか。どのくらいの空きがありますか。そういうのも調べてありますか。そういうことをちゃんと調査した上での答弁でしょうか。もう一度お願いします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

数等は調べておりませんが新規にできるような場合は事前に予約等をとって確保していきたいというふうに思っております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

いやでも、最初からもう廃校になった小学校の体育館については、使用しないという前提からの答弁でしょ。町長もそういう気持ちですよね。もう体育館自体はもう使用しませんよと。統合後はそういう考えですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

公共施設等の今後につきましては、公共施設の在り方について検討していくようにしておりますので、体育館を今後、宇田川議員が言われるように絶対に使用しないとか、全てを使用するとか、そういうふうなことは、今後協議をしていくこととなります。ですから、私に先ほどお尋ねにありました避難所につきましては各小学校の教室に令和2年からエアコンが設置されておりますので、まずは校舎のほうに避難をしていただくということで考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

まずはって統合後の話のことをされて、現在は別に今使用されてあるから、全然統合後の話です。小学校統合されたら廃校になるじゃないですか。教室も今エアコンがついていますが、そこはもう使えませんという考えじゃなくて、そこを避難所として使うということなんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど言いましたように投票所にしましても、避難所にしましても、これは今後公共施設の在り方について検討していくということです。ただ鞍手町の人口規模に対しては、公共施設は過剰であるというような調査結果もありますので、非常に難しい問題でありますし、各地域性、また地域のコミュニティーの観点からも、公共施設の在り方については十分検討する余地があるというふうに考えておりますので、今後、小学校統合もされることでもありますし、公共施設の配置については検討していくということです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

今、使用されている利用状況も、ぜひ見ながら全部使えませんかということありきではなくて、今、町長答えられましたけれども、今後の公共施設の在り方の中で、ぜひ前向きにて検討していただきたい。今利用されてあるところもね。この意見を聞くというような姿勢でやっていただきたいというふうに思います。それで、通告には出していませんでしたけれども、先日、町長、文科省へ小学校統合について、何か陳情に行ったというふうにお聞きしたんですけれども、その中身がどういう中身だったのか。陳情の内容について、今度、統合小学校ができたときに、町民体育館使うようにはなるんですかね。自分はそういうふうにちょっと考えたんですけど、体育館がないんで、授業に屋内運動場使うんだったら、隣の町民体育館を使うんじゃないかと。いうふうに考えたんですけれども、そのための、町民体育館の空調設備、要望も含めて陳情の内容にあったのかどうか、ていうのをちょっと。教えていただきたいというふうに思うんですけど。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

町民体育館、要するに鞍手町の中央公民館の横にある町民体育館のエアコン設置についての要望はしておりません。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

次に。令和5年7月31日付の事務連絡において、熱中症対策を一層推進するために、避難所における空調設備の設置を検討するように依頼が来ております。このため政府は、緊急防災減災事業債や、学校施設環境改善交付金と過疎債との併用などの財源手当ても示してきています。この財源は、現在のところ、来年度までとなっていますし、熱中症対策とともに、避難所や社会体育施設としての利用もあることから、早急に小中学校へのエアコン設置を行うべきと考えますが町長の町長教育長の答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど宇田川議員の質問にありますように、内閣府より令和5年7月31日付け発出の避難所における空調設備の施設等についての依頼文書が町のほうにも来ておりまして、避難所における熱中症対策として空調設備の設置等を進めていくことが必要である等が明記されており、対象設備、事業の補助金の関係資料等も添付されておりますことは承知をしております。先ほども言いましたように、避難所につきましては、現状では令和2年度に校舎にエアコンを設置しておりますので、校舎のほうに避難をしていただくというふうに考えておりますし、体育館を使用する場合には、スポットクーラーを配置するということで考えております。ただかしながら、有利な財源があるということでもありますけれども、体育館にエアコンを設置する場合は、体育館に断熱性があること

が要件とされております。この断熱性確保のための工事が必要であるということにもなりますので、ただただエアコンを設置するだけの費用だけじゃなく、体育館そのものの断熱性のある体育館に改修する必要があるということにもなりますので、かなり多額の費用を要するということになりますので、そういうことです。

（４番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川 亮君）

確かに例として体育館空調設置に伴う断熱性確保工事についてというのもありますけれども、実はここまでなくていいですという話を聞いています。断熱性がアップするということの工事をしたというのがあれば、大丈夫ということも聞いています。なのでここを逆手にとってね、工事費が物すごくかかるからっていうふうには考えないで頂きたい。そこはぜひ、お調べ頂きたいというふうに思います。避難場だけではなくて。その事務連絡の中にも、気候変動適応法及び、独立行政法人、環境再生保全機構法の一部を改正する法律、改正、気候変動適応法に基づく熱中症対策実行計画が閣議決定されたというふうにも述べられております。これは避難場だけに求められるものではなくて、現在、小中学校、公立高校も含めてですけれども、実際体育祭自体を外で行わずに屋内でやろうという流れも今出てきているわけですね。体育祭だけではなくて、普段の、例えば30度以上ですかね、運動場では体育の授業を行わないとか何かいろいろあるじゃないですかそういう基準が、その場合に、屋内体育館ですることができるわけです。だけど、体育館自体が、やっぱり暑すぎて授業ができない。教育改善を教育の環境を改善するためにもこれが必要というふうに言っているわけ。だから、学校改善云々かんぬん交付金というのがあるわけで、これと過疎債併用すれば、町の持ち出しは15%で済むわけですよ。そういうのも含めてね。現在の、もう、去年より今年のまだ暑いっていうふうには言われていますよ。夏はだったら、子ども達の教育環境を改善するためにもね、エアコン設置するべきじゃないだろうか。せっかくこういう財源手当がある中で、今やっておくべきじゃないかというふうに思いますけど、もう一度答弁お願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

学校施設環境改善交付金があると。そしてまた地方債も使えるというようなことであります。先ほど言いましたように私が答弁しましたように、資料の中では、やはり断熱性確保のための工事が必要ということで述べられておりますので、宇田川議員は、そうじゃなくてもっとしたように、簡便な工事で済むっていうような話をされていますので、それはまず、調査が必要かなと。実際にそうなのかどうなのか、ここではまだ、私も確認がとれておりませんので、確認する必要があるかなというふうに思いますと同時に

に、学校施設環境改善交付金も、これはやはり国の予算が決まっております、今度、先ほど宇田川議員が言われましたように、要望活動に行った際も、なかなかこれが全て予算どおりに取れるかどうかというのも定かでないために、要望に行って、きちんと基準どおりに出してほしいという要望活動を行っております。したがって、一応計算上は出るというふうにはなっておりますけれども、実際にこれを実施するということで、鞍手町が予算計上した場合に、言われるような交付金が100%出てくるかどうかは実は分からない状況です。そういった色々な条件の中で、今、宇田川議員が言われるように、子どもたちの体育をする環境をどう整えていくかということについては、教育委員会との協議を重ねていく必要があるかなというふうに思っています。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

町長。これ内閣府は出した資料でしょ。町長もってあると思いますけれども、それが100%出るかどうか分からないから予算づけできませんとかねそんな話じゃないですよ。じゃ何を信用してから町政運営していけば行けばいいんですか。もうそこはね、きちっともう政府自体が閣議決定までやってね、こうやりますよと。しかも予算そんなに使われてないですよこれ。緊防債にしても、緊防債いくらですかもう、令和4年度で8%しか使われていません。市町村だけでいえば5.4%、全体のこれはね、要望に行くべきことかなと。国が示してね、こういうふうに、気候変動法も変わったし、熱中症が大変だから、教育環境も改善しなさいって避難所も改善しなさいっていうふうに財源手当てまでやるんだったら、町長がここでいやそれをもたらえるかどうか分かりませんか、予算つけませんか、そういう答弁にはならんじゃないですかね。そこはね、今の小中学生のことをまず第1に教育改善を、まず第1に考えてね。やっていただきたいというふうに思うわけですよ。そのために尽力し調査もしてもらいたいし、尽力もしてもらいたい。ただ、今現在でいうと来年度までしか、まだ予算ついていません。今後、これがなかなか進んでいけませんので、もっとこう国のほうは押し進めるかもしれませんが、一応今のところではもう来年度までというふうにもなっていますし、今からちょっといろいろ協議してどうのこうのじゃなくてね、これはもう早急にやるべきですよ。中学校の体育館にしろ、新しい体育館ですけども、空調設備ないでしょう。ただね、今、宮若では空調設備があるわけですよ。そしたら、中体連の大会とかいったらもう鞍手中学校新しいけど敬遠されるわけですよ空調設備がないから。そういうことになっているんですよ。ですから、今の中学校の体育館も含めて空調設備を、ぜひ今財源手当てがあるうちにやっていただきたい。いう要望しているわけです。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

これについても、教育委員会と当然ながら協議が必要というふうに思います。ただ今宇田川議員の言われるように、鞍手中学校の体育館につきましては、屋根は耐熱になっているというような話を聞いております。そしてまた、耐熱の暗幕もありますし、中学校の体育館については耐熱使用ということになっているかどうか分かりませんが、宇田川議員が言われるような簡便な耐熱にはなっているというふうな可能性は多分にあります。したがって中学校の体育館につきましては、中学校はもう統合したわけでもありますし、今後もあそこで中学校は運営をされていきます。したがって、教育委員会と協議をしながら、これについては早急に考えていきたいというふうに考えております。

（４番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川 亮君）

中学校は耐熱の工事が要らないから、早く考えていきたい。統合小学校についてもね。これは、空調設備やるようになっているんですかね、それについて、お答えください。

（教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める）

○教育長（外園哲也君）

統合する小学校の体育館につきましては、空調設備を整備する予定としております。以上です。

（４番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川 亮君）

それが令和１０年４月開校でしょ。そしたら、あと４年ですよ。４年の間、今の子ども達はずっと我慢していかなければいけないのか。そのうち熱中症になる子ども達が、何人も出てくるのではないかと、外での運動、体育の授業ができない状況が、ずっと続くんじゃないだろうかと、教育に関してちょっと危惧する部分があるわけですよ。先ほどの社会体育施設の利用状況も含めてね。今ある体育館も是非考えていただきたいというふうに思うわけです。だから、先ほど町長、中学の体育館については整備の方向で、今からちょっと協議していますみたいな話をされてありましたけども、してないですかうまいこと逃げたつもりですかそれ町長。中体連の大会もね。ほかのところでもやられるわけですよ、鞍手町。そしたら鞍手町にやっぱり人が来ないんですよ。そういうのも含めてね、やっぱり全体的に考えてやっていただきたいと。ぜひ町外からも人が来るように、鞍手町こんな体育施設やいろんな環境が整備されてね、いいなあと、鞍手町に住みたいと思われるような環境にしてください。答弁をお願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

中学校の体育館の空調設備については、宇田川議員が決まったようなことを言われましたけど、今後早急に教育委員会と協議をしていくということですので、ここですぐもう決まったとか決まらないとかというような答弁ってということではありませんのでその辺はご理解をお願いします。そしてまた、鞍手町に、やはり住んでもらってほしいというのは私自身ずっと思っております。それで野球等は鞍手町の中学校にグラウンドがありますので、大会とかは鞍手町でされているということは聞いたことがあります。そしてまた、体育館についても、中央公民館等を使って、色々な協議が鞍手町で行われているというようなことは聞いております。そういったことで、今、宮若のほうで、体育館の今、空調施設のある体育館があるということで、今、宮若のほうにいつていることがあるかもしれませんが、その辺は私自身に確認をしていませんので、ごくごくここ1、2年の動きについては承知をしておりますが、宇田川議員が言われるようにできれば鞍手町の施設を使って、中体連等の大会が催されることは私自身も望んでおることでもあります。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

小学校の体育館についてのお答えはありませんでしたけれども、それも聞いたんですけどね。現在の残された子ども達をどうするのか、4年後、4年しかないと言えそれまでですけども、4年間今の環境でやっていかないといけない。外で体育の授業ができない日は屋内の体育施設ですとか、いうこともしないといけませんけれども、そこに空調設備がないために、またその屋内でしたとしても、やっぱり熱中症になる可能性も出てくるんじゃないかというふうに思うわけです。だから、今の小学校、中学校の子ども達の教育環境も早急に改善するべきではないですかと。そこも前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

小学校の統合につきましては今令和10年4月を目途に統合を進めているということです。それまでに4年あるということですけども、少なくとも今ある6校の小学校は4年後には1度廃校になります。そういったことから多額の費用をかけて、4年後に廃校になる小学校に対しての体育館にエアコン設置が、自治体として許されるかどうかというのは、先ほども社会体育での利用だとか、または避難所の利用だとか、または投票所での利用だとか、いろいろなことで、今後、先ほども言いましたように、公共施設の在り方を考えていかなければならないということもあります。そういったことから、多額の費用をどのようにして、その公共施設の今後の在り方とともに考えていくかってい

うことは、今後内部の中で協議をする必要があるというふうにも思いますが、今ここですぐに、4年後4年間の小学校の子どもさん達の体育事業に関して、私自身も、この気候変動の中での、夏場、または夏にならなくても、暑いこの時期でもありますけども、懸念はするところではあるんですが、やはり財政状況も含めた中で考えていくということも必要でもありますので、今後の公共施設の在り方の中で検討するということになると思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

だから最初に、小学校の体育館の利用状況について聞いたわけですよ。そしたらね、子ども達の体、体育館のもちろん教育界環境の改善も必要ですけども、利用頻度の高い体育館だけは残すとかね、今後の公共施設の使用の在り方にも関わってくるわけですけども、それについて早く結論出してね。やるべきじゃないですか。私としては全小学校に空調設備やってほしいというふうにも思いますけれども、そこは行政の考え方として、もう廃校になるのに全部つけるのはいかなものかっていうふうに町長言われましたけれども、今後も利用の価値のある体育館なりについては、やっぱり空調設備すべきだろうというふうに思いますよ。だって、今後の公共施設の利用をどうするかまだ結論出てないでしょ。町長ちょっと遅いんですよ。だって剣南小学校のトイレの洋式化のことについてもですよ。3月議会で言ったらもう6月議会で決定して夏休み工事して云々すれば早いのに、9月議会まで待たしたでしょ。それからの工事になってくるんで、もう一步遅いんですよ。もうちょっと早くね、教育環境の改善については特に、もう早め早めにぜひ決断していただきたいというふうに思います。あんまり、答弁変わりませんので、次行きますけども、ぜひ前向きにご検討ください。

2点目に入ります。町長は本定例会の開会日冒頭に、ごみ処理施設の整備について、行政報告をされました。この問題については、じん芥処理組合の課題ではありますが、町民生活の根幹に関わる問題でもありますので、あえて質問をさせていただきます。

まず一つ目に、候補地の選定場所についてです。選定場所を、今7か所から2か所に絞ったという報告がありましたが、どことどこなのか、答えられる範囲でお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今、宇田川議員も言われましたとおり、宮若市外二じん芥処理施設組合は、地方自治法の第1条の3、第284条で定められた特別地方公共団体であり、他団体の動向について本町としてお伝えできることには制限がございます。その中で報告できる内容につきましては、今議会の冒頭にて行政報告をさせていただきました。行政報告で報告いた

しましたように、候補地は2つに絞られているところですが、今後候補地となる地区との協議も控えており、候補地の選定場所については、非常にセンシティブな問題も含めておりますので、これ以上の回答は控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

恐らくそうだろうというふうに思いましたけども、ということは、やっぱり民地が絡んでいるわけですよね。宮若市の土地だとか、鞍手町の土地だとか、保有している土地に建てるのかことではないんですよね。民地が絡んでいるということでしょうか。そのぐらいは教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

それにつきましても、お答えは控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

現在のくらしクリーンセンターについては、条件があると思うんですよね。今のRDF処理施設しかできませんよというような、たしかそういう契約の条件がはいっていたと思いますけれども、候補地になったところもそういう条件が付くんじゃないかと思えますけれども、そういう条件についても何か話はされてあるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今のところはまだそういう条件はありませんので、まだ協議も行っておりませんのでその辺についても、控えさせていただきます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

分かりました。

次に新たな可燃物のごみ処理施設の方式についてなんですけれども、どういう処理方式を行うつもりなのか。お答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

行政報告でも報告させていただきましたが、可燃ごみ処理施設につきましては、新規建設する方向で検討しております。新規建設する可燃ごみ処理施設のごみ処理方式については、焼却、焼却プラスアルファ、RDF、好気性発酵乾燥の中から、今年度施設組合において検討していく予定です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川 亮君）

現在のクリーンセンターのRDF処理施設についての継続利用については排除されてあるわけでしょ。4つありましたよね。ごみ処理は、今後の可燃ごみ処理方法については4つ上げられました。そのうちの2番、可燃ごみ処理施設の新規建設と言われましたけども、新規建設でもRDFも入っているんですか。今町長言われ、幾つかこう言われましたけど、燃焼方式とRDFと燃焼方式プラスアルファと、RDFともう一つ、何か言われていましたけど、RDFも入っているんですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

可燃ごみの処理方法ではRDFを継続するという事にはなっておりません。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

町長に先ほどお尋ねしたのが、2番の可燃ごみ処理施設の新規建設って言われましたよね。その新規建設の処理方法の方式についてはどういう方式の処理施設をつくるんですかって聞いたら、なんか幾つか挙げられましたので、その中から決めますみたいな話だったと思うんですけども、その処理方式をどうするんですか。もう一度ちょっとお答えください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。行政報告の中で建設の方法として、1番2番3番4番のうち、2番というところで報告をさせていただいて、今処理方式の中で、焼却、焼却プラスアルファ、それとRDF、好気性発酵乾燥という、4つの中で処理方式を検討しているというところで説明をさせていただいているんですけども、先ほど宇田川議員おっしゃるように、現施設を建て替えないということであれば、RDFというのはもうないんじゃないかという質問だったかと思いますが、まだ検討材料としてはRDFっていうのも、残ってはございます。当然、メリットデメリットもございますので、その中で、例えば順位は下のほうかもしれませんが、まだ検討の中には残っている状況ではございます。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

分かりました。それはいつ頃決められる予定なんでしょうか。いつ頃までにとかいうのがあれば教えてください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。今施設組合のほうでは、今年度中に検討をしていきたいということ考えています。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

分かりました。それから3つ目に、行政報告の中で環境省へ要望に行ったという報告もされていましたが、その内容と回答について簡潔にお答え頂きたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

5月22日に施設組合として環境省のほうに訪問いたしまして、要望活動を行ってまいりました。環境省では交付金制度の改善に関する要望として、循環型社会形成推進交付金に関する要望及び廃棄物処理施設の維持管理に係る支援制度の創設に関する要望を行いました。また今年度申請を予定している循環型社会形成推進交付金に対する特段の配慮及び有利な財源の確保に対する情報共有等を要望してまいりました。しかしながら、なかなか環境省のほうの回答も厳しいものがありました。特に交付対象範囲として廃止施設の解体や、施設造成を含む周辺整備工事も含めてほしいというような要望も行いましたけども、なかなかすぐに回答があるという状況ではありませんでした。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

これ本当、さっき冒頭にも言いましたが、住民生活の根幹に関わる問題ですので、慎重かつ迅速に進めて頂きたいというふうに思います。

次に、最後に行きます。町内業者の育成についてです。平成13年、2001年になります。23年前ですけども、6月議会において、町内業者の育成と経営の安定、町内労働者の雇用の確保のための陳情が全会一致で採択され、町に送付されております。この時点では、石炭六法の期限切れを間近に控え、大規模工事である下水道工事を、ゼネコンと町内業者とのJVにより、平成9年より発注していた時期でもあります。この間、本町では、大規模工事として、鞍手病院が建設され、現在では新庁舎建設及び中央公民館の大規模改修工事が行われています。そこでお尋ねですが、それぞれのそれぞれに係る、町内業者への発注や下請等の額と割合をお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。まず、回答に当たりましては、それぞれの事業における工事性質の事業費に対する町内事業者への発注額の割合をお答えさせていただきます。なお、くらて病院の新病院建設につきましては、発注者はくらて病院であるため、町に権限はありませんが、参考としてお答えをさせていただきます。一方で、町内事業者が下請に入られているケースにつきましては、発注額が把握できませんので、その分は積算から除外をしております。それではそれぞれの事業別に答弁をさせていただきます。

くらて病院移転事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約63億円、そのうち、町内事業者への発注割合は約3.7%、額にして約2.3億円です。

次に庁舎等建設事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約49億円、そのうち、町内事業者への発注割合は約11.6%、額にして約5.7億円です。

最後に中央公民館大規模改修事業につきましては、関連工事を含む事業費総額が約3.7億円、そのうち町内事業者への発注割合は約83.8%、額にして約3.1億円です。全体で申し上げますと全体の事業費総額が約116億円、そのうち町内事業者への発注割合は約9.5%、額にして11億円となっております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

ありがとうございます。

次に、小学校統合に向けて、総予算として80億円以上かかるとされておりますが、町内業者の育成と町内の経済活性化のためにも極力町内業者にも仕事を発注すべきだというふうにも考えますが、町長の考えをお聞かせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今回の小学校統合整備事業では、期限内の完工を第一の目的として、設計施工一括発注、いわゆる、デザインビルド方式を採用して発注を進めております。したがって設計から工事までの設計から工事の完了までの全体を一括して発注することになりますので、病院や庁舎のときのように解体工事や造成工事を分離して発注することはできません。ご質問の趣旨につきましては、公共事業の担う役割の一つとして私も理解をしておりますし、これまでも可能な案件としては、その考えを念頭に置き、発注を行っております。今回のケースにおいては、町内業者が参画される手法として下請しかないものと考えられますが、下請の発注権限は発注者にありますので、町としましては契約協議等の中 devenir べく町内事業者が参画できるようお願いをしていくことになると思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

町の1年間の予算を超えるような額なんですよね小学校統合については、もちろん期限内にやらないといけない。80数億もかかるわけだからですね。そのうちに町内業者に、デザインビルド方式の一括発注になるとはいえ、町内業者に仕事が回ってこないっていうのが本当にあっていいんだろうかというふうに思うわけですよ。3月の予算議会のときに、課長にもこのことについては質問させていただきましたから検討させていただく余地はあるというようなお答えだったと思うんですけども、その点については何か検討されたんでしょうか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えをいたします。発注業務を担当している部署が管財課でございますので、私からお答えさせていただきます。3月の予算特別委員会の中で宇田川議員から同様の質問があったことは承知をしております。その際、教育課長の答弁としましては、検討しますということでお答えをしたと思います。また、その流れの中の質問に対する答弁のほうで私のほうから、今回、この小学校の統合事業については、全体として発注していく必要があるため、下請の方法ぐらいしかないのではないか、というようなお答えもさせていただいております。先ほど町長のほうからお答えをしましたように、繰り返になりますけれども、今回のケースにつきましては、やはり期限内、令和10年4月開校というのが絶対条件でございましたことから、デザインビルド方式を採用したという経緯がございます。これが期限がない、例えば庁舎、ある程度の期限目安はあるにしても期限を柔軟に対応できる工事については、多分、デザインビルド方式というのは採用しておりませんでした。なかったと思います。ですので、そういった考え方からして今回採ったケースがデザインビルド方式ということになりますので、なかなかそういった工事を分離して発注するというのが今難しい状況だということでございます。それから下請につきましては当然これから事業者が決まりましたら、契約協議それから設計に入っていくことになります。当然その中で町内事業者、建設業だけではございません。製造業の部材を使うということも、下請としては考えられますので、そういったことも含めて町の企業さんがこの事業に参画できるように発注担当課としては協議を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

小学校統合するときに、今回デザインビルド方式でいきますと、そのメリットは色々言われました。先ほど課長言われたような、期限が切れるとか、これ以上、工事費が増えないだとか、一括の発注になるので、そこを任せとけば大丈夫だというようなメリット大分言われましたけども、私も聞くの忘れていましたけど、町内業者への発注という

デメリットがありましたね。でもここはちょっと補えるようにぜひ新しく決まった業者に対しては、極力やっぱり町の方針としても町内業者の育成というのがあるわけですから、そこは極力お願いするという形にしかならないかと思いますが、そこはお願いします。それと、現在の統合小学校以外で、今度また、例えばどっかの公共施設を崩すだとか、色々改修するとかいうことがあれば、町内業者にできることがあるんやったら、ぜひ優先して発注なりをやっていただくように要望したいと思いますが、最後にもう一度答弁をお願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほども答弁しましたように、宇田川議員の質問の趣旨は十分に理解をしております。可能な案件につきましては当然ながら宇田川議員が言われたようなことを、念頭に置いて発注をしていくということになると思います。

○議長(的野信之君)

以上で、宇田川 亮議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩いたします。

○事務局長(武谷朋視君)

14時25分から再開します。

—— 休憩 14時14分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時24分 ——

○議長(的野信之君)

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

5番。では通告に従いまして一般質問いたします。消滅可能性があると分類された件に関してです。消滅可能性があると分類された件なんですけれども、民間有識者などでつくる人口戦略会議が4月24日に公表した報告書で、県内60市町村のうち、筑豊や京築地域などの8市町村が、将来的に消滅可能性があると分類されました。福岡市近郊

を中心に9市町が持続可能性が高いとされ、13市町村は10年前から改善しております。今回の報道で、町民の方々から、子ども達が町外から町内に転居してきましたが大丈夫ですか。不安なのでどうにか将来なりませんか。どうにかしてくださいという声を何人かから聞いております。それで、今後具体的に何か対策を講じているのかお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

平成26年に、民間組織である日本創成会議が、消滅可能性都市を公表したことを契機として、国を挙げて地方創生の取組が始まりました。消滅可能性都市は出産の中心世代である20代、30代の女性の人口が30年後にどうなるかに着目したもので、平成26年に公表された予測値としては、68.1%減少するというものでした。鞍手町はそのランキングにおいて福岡県内ワーストワンとされました。その後町は、定住促進奨励金交付事業や子ども医療費の無償化を初めとした人口減少対策に取り組んできたところです。消滅可能性都市の公表から10年経過した令和6年4月、先ほど野口議員が言われました民間組織である人口戦略会議が公表した地方自治体持続可能性分析レポートにおいては、消滅可能性について福岡県内ワースト8まで順位が下がり回復しました。30年後の20代、30代女性の人口は50.5%減るとされています。この予測値が50%の減少となる場合に消滅の可能性があるとされておりますので、僅かに消滅可能性都市からの脱却には至りませんでした。この10年間で17.6%の改善が見られ、改善幅は県内でも15番目となる大幅なものとなりました。これはこれまでの取組の成果が徐々にあらわれてきたものであると認識しておりますので、引き続き人口減少対策の取組を推進していきたいと考えております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番（野口美恵子君）

ワーストワンから10年たって、少し良くなったということなんですけれども、また今後こういう調査で現在持続、10年前から改善しているところも、決して油断はできないという状況だということは聞いておりますけれども、今後、消滅可能性のある市町村より脱却を図らないといけませんので、今後の取組に期待して、また、持続して色々な政策を行って頂きたいと思います。これ以上悪くならないように私も期待しておりますので、今後、継続して、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

#### ○議長（的野信之君）

野口議員、答弁はよろしいですか。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

#### ○5番（野口美恵子君）

はい。

○議長（的野信之君）

以上で、野口美恵子議員の質問を終了します。

次に、12番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

12番。通告に従いまして質問いたします。最初に、自衛隊への個人情報の提供についてでございますが、5月末を締切りとして申請受理されました自衛隊への個人情報の提供除外申請につきましてお尋ねいたします。申請者は何人でありましたでしょうか、男女別。年齢別にお知らせください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては担当課長に答弁させます。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。5月末までの除外申請者数ですが、今年度22歳になる男性の方1名、女性の方1名の合計2名です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

22歳の男性1人女性1人ということでございますね。非常に少ないと。これは果たして周知徹底していたのであろうかという疑問を持ちますけれども、その前に自衛隊からはどのような内容の依頼がいつ届きましたか。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。令和6年4月25日付けの文書にて、自衛隊法第97条及び同施行例第120条の規定に基づいた住民基本情報の提供依頼がありました。請求に係る住民の範囲は、平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方、今年度18歳になる方及び平成14年4月2日から平成15年4月1日、今年度22歳になる方の氏名、生年月日、性別、住所です。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

締切りはいつになっておりましたか。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。締切りにつきましては、相互調整によって決めるということにな

っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

まだ決まっていないというわけですね。なのに、令和6年度は何人分の個人情報を提供されることになっておりますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。自衛隊からの依頼により情報提供を行った者の数は、今年度18歳になる方が男性64名、女性58名の計122名、今年度22歳になる方が男性58名、女性55名の計113名です。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

随分たくさんの方の情報が提供されるわけですが、この件につきまして3月議会では、この制度について広く町民に周知されるよう適切な措置を講じると町長は答弁されております。広く住民に周知できたとお考えでございましょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。令和6年2月22日に鞍手町自衛官等募集対象者情報の外部提供に関する事務処理要綱を施行後、広報、ホームページでの周知のほか、役場内にポスターの掲示も行いました。本町での周知が十分であったかどうかは判断できませんが、近隣市町の動向を確認した際には、除外申請を受け付けてはいるが、申請が0件という市町もございました。ある程度の周知の効果はあったかと思われます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

最初に3月の広報紙には一切載ってなかった。そのときにもう既にホームページでは、情報を流しておるかということでございましたけれども、このホームページに流しているといっても、QRコードがついているわけではないので、登録された方しか、アクセスできませんよね。今お尋ねしましても、今年度18歳になられる方については1人も除外申請の方がいらっしゃらなかったという状況です。まだいつ提出するかも決めてないということですから、4月、5月の2回だけではなくて、もう1回か2回か、ぎりぎりまで広報に載せて周知徹底を図るということもできたのではございませんか。お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。まず4月、5月の広報でということですが、2月22日に要綱を制定しまして、ホームページのほうは即時対応が可能なんですけども、広報につきましては、校正等ございますので2月22日の施行では、3月号には間に合いませんでした。6月以降の広報への周知ということなんですけども、今回の要綱におきまして、除外申請の時期が4月1日から5月末日としておりますので、この要綱除外の申請の受け付け自体が5月末までしかできませんので、6月以降は広報に載せておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

いろいろ聞きましたが、やっぱり広く住民に周知できていないという事実が分かります。それまでなかったことを新しく始めるというときにカラーでもない、僅か10センチ四方の記事を2回載せるだけ。これで周知するはずがありません。しかしこれは、情報提供される個人にとっては重大なことなんで、本当は申請したかったけど知らなかった情報が届かなかったから自衛隊に自分の個人情報提出されてしまった。こういうことでもあるわけですね。ここら辺は、やっぱり十分考えていただきたいと思いますが、ついでに現在、いつも聞いていることなんですけど、町の広報の配布率、何%の世帯に配布されているのか。また、ホームページのことが言われますけれども、これはQRコードがない以上、アクセス登録しないとできないんじゃないでしょうか。このホームページへのアクセス登録者数、今回は18歳も対象ですから、少なくとも17歳以上の方がということなんですけれども、町民の中の何%の方が、このアクセス登録者となっていられるのか、その率を教えてくださいと思いますがいかがでしょうか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

#### ○住民環境課長(大村俊夫君)

まず広報の配布についてですが、広報の配布数につきましては、5月広報の実績として、4,500部へ配布をしております。この広報の入り配布率につきましては、配布した4,500部には、区長を通じて世帯に配布したものに、中央公民館や郵便局窓口などの公共施設に配架したものも含まれております。また、配布率の分母となるであろう世帯数につきましては、世帯数の中には、2世帯住宅にお住まいの方や施設に単身で入所されている方等が含まれておりますので、配布率を出すことができません。次にホームページのアクセス数になりますが、令和6年3月1日から自衛官等募集事務に係る対象情報の提供について、ホームページに掲載して以降、自衛官等募集事務に係る対象情報の提供についてのページにアクセスされた件数が6月5日現在で、170件のアクセスがございまして、この170件のアクセスにつきましては、町内の方か町外の方かも分かりませんし、同じ方が何度もアクセスすることもございまして、アクセス率を出すことができません。なおホームページの閲覧に関しては、登録なしで閲覧できますので、どなたでも自由に閲覧できます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ただこの記事についてのアクセスっていうのは、あれですね、やっぱりQRコードを確認できた方だけができたんじゃないでしょうかね。それはいいとしますが、とにかくですね、非常に、周知徹底の期間が短くて、周知徹底していない、その結果がこの申請者の数にあらわれていると思います。今後、こういう取組について、もっと周知徹底するような期間と対策、方法これをぜひお願いしたいと思うところでございます。

次の質問でありますが、昨年の12月議会の折り町長は、近隣市町におきましても、次年度より情報提供除外の手続を始めるところもあるようなので、鞍手町も検討しておりますと答弁されました。今日に至ったわけですが、町長が把握されております近隣市町の動向について情報お持ちでしたらお知らせください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

直販地区及び近隣市町の情報提供の方法等情報提供除外の対応の有無について動向を確認いたしました。直方市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民基本台帳の閲覧に当たり、住民の求めに応じ、情報提供除外の対応をされていますが、今年度の除外申請は0件とのことです。宮若市は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。小竹町は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じ情報提供の除外の対応をされていますが、今年度の除外申請は0件とのことです。中間市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。遠賀町は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。宗像市は住民基本台帳の閲覧で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応はしていないとのことです。北九州市は名簿の提供で対応しています。住民の求めに応じた情報提供除外の対応をされていますが、今年度の除外申請件数は把握できていませんでした。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そういう状況ではありますね。近隣の直方市のほかに飯塚市も閲覧のみですね。それから水巻町、芦屋町、桂川町等です。住民基本台帳の情報の閲覧のみで名簿の提供は行っておりません。そのときにも私申し上げましたけれども、筑後市は2011年から10年間、市長判断で名簿の提供が行われておりましたところ、市民からの告発を契機にして、行政審査会の意見によって、2021年から名簿提供や取りやめておられます。またその近隣の太宰府市でも、昨年8月までは除外申請手続のみで名簿が提供されておりましたが、今年度は名簿提供が中止されました。また、このような動きのほかに、12月議会の折にも申しましたけれども、昨年、奈良市の現役の高校生が、若者の個人情報

報を自衛隊に渡さない裁判の原告になりまして、その後、自衛隊名簿を提供違憲訴訟へと進展しております。このように状況は、本来あるべき個人情報の保護へと向かっていると云わざるを得ないと思うところでございます。そのような流れの中で、町長は来年度から今回の周知徹底しなかった状況等も含めまして、来年度からどのような対応をなさるつもりでございましょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

自衛隊法第97条及び同法施行令第120条に基づいた資料提供につきましては、今後も引き続き自衛隊への提供を希望しない人を除いた上で依頼に応じていく予定です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

私はやっぱり少なくとも、鞍手町の若者個人情報の保護のために、直方方式、名簿は提出せず、住民基本台帳の閲覧についての除外申請を受け付けて、若者の個人情報の保護、守ることを徹底していただくよう町長に今後お願いいたしまして、この件についての質問は終わりたいと思います。

次に、鞍手中学校で行われている夢事業について、教育長にお尋ねいたします。夢授業、実際の内容、概要はどういうものでございましょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

具体的な内容につきましては、1年生対象で3学期に実施するようにしております。時間は2時間で、具体的内容としてしまして職業人による講話をしております。昨年度は職業人27名、そして4回生徒たちは話を聞くことができております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

この夢事業の目的は何であるか、どういう意味があるとお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

生徒一人一人の社会的職業的自立に向け必要となる能力や態度を育てる目的のキャリア教育の一環で、中学1年生の3学期に職業人インタビューの中で取り組んでいる学校行事です。生徒の職業感を芽生えさせ、将来への希望を持たせることで、日々の学習や生活全てにおいて生きがいをつくる。また社会は多種多様な職業で成り立っていることを知ることで、社会への感謝の気持ちを芽生えさせる意義があります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

私も若い人たちがそういう社会でこの地域を支えるために日々頑張っていらっしゃる方のお話を直接聞くことができる、これは非常に意義あることだと思っておりますが、ちょっと一部、疑問に感じる点があるのでございます。この夢事業の運営主体はどういう団体でございましょうか、お尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

夢事業の運営の主体は北九州市にあるキャリア教育研究会で、この全ての活動はボランティアで運営されています。鞍手中学校では、職業調べや職業人との触れ合いを通して、将来の夢や憧れを抱くため、職業人インタビューを以前から実施していましたが、夢事業があることを知ったので、令和元年から職業人インタビューの一環として取り組んでおります。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この夢事業の実施に至るまでの取組の経過をお尋ねいたします。どういう段階を踏んで実施し移っているのかお尋ねいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

中学校の学校行事で3学期にございますので、キャリア教育研究会と連絡をとっていきながら、日程、日時を決めて取り組むようになっております。先ほども申しましたが、鞍手中学校では令和元年から夢事業を活用しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

昨年度の中学1年生の場合、22の業種の25人の方々が講師として参加されております。この講師の職種、それと講師の選定はどこがされるのでしょうか。学校でしょうか、運営団体でしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

職業業種の選択は、キャリア教育研究会のほうがしております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そこにちょっと私は引っかかるものがあります。実は講師として2名の自衛官が参加されておりますね。この招聘の意義は、どういう点にございますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

意義といたしましては、色々な幅広い職業を調べるための意義があり、キャリア教育

研究会が招聘したものです。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

実は田川市でも行われておりますね。とある中学校に参加された自衛官の方の、名刺を見せていただきました。こう書いてあります。防衛省自衛隊福岡地方協力本部募集課募集班の一等空曹なになにと。こういう名刺でございました。ちょっとここが、しかも学校が選定するのではなく、運営団体が選考しているということなんですね。私はちょっとまたおかしいと思いますのが。ほかにもたくさん業者の方がいらっしゃるんですけど、農業の方が3名入っておられますね。私これ非常にいいと思います。私の近所でも後継者がなくて離農された方もあります。本当に後継ぎにね、困っていらっしゃる跡継の育成にですね。そして、今農業の食料自給率がね、38%ということなんですよ。だからこういう農業者の方とか、地域を支えていただく業種の方、こういう方がどんどんこれに参加していただいて、子ども達にこの地域を支えるために頑張る子ども達、これを今後、育てていかないといけない。さっき5番議員もそういうことの質問されておりましたけど。もう、少子化でどんどん人口減っている。これを地元に戻して地元で頑張る子ども達、これを育てないといけない。そこに何で自衛官の方が、2名入っておられるのか。そういうことについてお尋ねしたいんですけども、自衛官の方が入っていらっしゃる意義ね。どういう点にあると教育長はお考えでございますか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

先ほども述べましたが、いろいろな幅広い職業を調べるという意義で入っていると思います。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

中学校の前に派出所がありますね。警察官が入っていません。やっぱり、どこに目が向いているのかと非常に疑問に感じます。今ね防衛費の増額になって、自衛隊がどんどん増やそうとしていらっしゃる。実は私ちょっと調べましたら、今異常な状態になっているんですよ。北海道の苫小牧市の中学生が自衛隊の体験事業に行って戦車によって記念撮影をしたとか、札幌市内の子ども食堂の利用者小学生、これが体験学習で自衛隊基地の見学をしているとか、新潟市では自衛官が小学校でキャリア教育をして全員に自衛官の募集カレンダーを配ったとか。埼玉県滑川市ですか、この中学校自衛官を講師に防災訓練をして、1年生に自衛官募集のチラシを配ったとか。また、宮城県では、高校の進路指導の先生たちを交通費、宿泊費、食費を支給して自衛隊の研修に案内しているとか。だから異常なことが全国で行われておりますね。もちろんですね、国防も大事です。大事ですけども、今一番大事なのは、やっぱり人口はどんどん流出して行って、消滅するかもしれないという危険の中で、子ども達が少なくなると後継者がなくなっ

て、食料自給の率も下がって維持できない。この中でいかに地域に残って地域を支える、そういう意欲を持った子ども達を育てるか、これは私たち町民にとっては1番大事なことだと思いますね。どうか、その点に教育長もお考えをおよぼしていただきましてね。学校として教育委員会として講師の選定を行っていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

いろいろな職業を全部集めればいいんですけども、なかなか日時等が合わずに、また、先生方もいろいろな事業をしているために、夢事業のほうに任せていただいております。しかしながら、なるべく夢事業のほうも、地元鞍手町で働く人を多く集めていただいて実施している状況でございます。子ども達にいろいろな職業を勉強させ、自分の将来夢を持たせ、目標を持たせ、勉学に励むという目的からも、今後とも、このようなやり方でやっていきたいというふうに考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私はその考え方には反対です。なぜかという自衛官というのはね、他の職業とは本質的に違いますよ。どう違うか、教育長説明してください。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

生活を支える手段としての職業の一つで、根本的な職業の相違はございません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

戦争に行かれたことないですね。自衛官っていうのは、兵士と同じ内容ですか今ね。だからね、賭命義務いざというときには命をかける義務が課せられておりますよ。武力行使への服従義務がありますよ。一旦有事の場合、私たちは逃げることができます、自衛官は逃げることができません。最前線に出ていかなきゃいけない、そういう決定的な違いがあるのですよ。憲法9条のある我が国の公教育の場において。私は地元を支える人々を差し置いて自衛官を2名、しかも募集課募集班の自衛官を講師として招聘する、それも学校の判断ではなくて、このボランティア団体の推薦によって受入れの形でね取り入れる。これはやるべきではないと私は思っています。やっぱり公教育の場です。憲法9条が生きてる日本です。そこら辺はですね、少なくとも公教育の場に、そういうものは、呼び込まないというね、毅然としたけじめ、先ほど言いましたように、もう全国各地いろんなことが行っているんですよというのは分かりますよね。もう自衛官ずっと定員割れなんですよ。入隊してもね40%がどんどんやめていく。もう訓練した費用がね、もう掛け捨てになってね、それは大変だ。だからもう全国でもう子ども達はみんな自衛隊に入らしたいというような、そういう勢いでね先ほど申しましたように、

子ども食堂の利用の小学生を自衛隊基地に見学に連れて行くとかいうのは異常なことが行っているんですよ。少なくとも、鞍手町の公教育の場で憲法9条のあるこの日本の公教育の場でね、自衛官については、進まないけれども、この中には入っていただかないと。そういうけじめをつけていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでございましょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

よく職業に貴賤なしというふうな言葉もありますし、憲法第22条には、職業選択の自由というのがございます。子ども達は職業を選択する自由があるわけですから、いろいろな職業のことを知って、そして自らが判断すればいいことだというふうに考えております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

中学1年生というのはね。13歳前後です。社会的な経験も乏しく、知識も乏しい、その人たちに自衛隊の自衛官の良いところだけを宣伝して格好いい仕事だというふうに公教育の場で、ボランティア団体の推薦によってね、それを行うということ。これはけじめがつかないと、そういうことだと私は思います。やっぱり教育についての責任は、校長、教育委員会公助そこら辺がしっかりと足を踏ん張ってですね、けじめをつける。そういうことが今のような、子どもは全部自衛隊に持っていきたいというような、そういう状況があるわけですから、一生懸命になっている。そういう人たちは進まないけれども、ここに入ってきて頂かないように、こういうけじめをつけるべきときではないかと私は考えております。次の何か言ってもですね、なかなか押し問答になると思いますので、この問題はここで止めておきます。

○議長(的野信之君)

西藤議員。ただいまの発言は議員個人の心情としての発言と思われるので、したがって不適切と認めますので、ここで注意しておきます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ないですよ。憲法9条生きていますよ。日本は、だから、自衛隊は実質軍隊になっているから、憲法を変えなきゃいけない。変えなきゃいけないって焦っているんじゃないでしょうか。私はその注意はおかしいと思います。

○議長(的野信之君)

一応注意してください。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

はい。

次の質問に移らせていただいてよろしゅうございましょうか。それでは次の質問に移ります。発がん性等、有害な有機フッ素化合物、非常に問題になっておりますP F A Sですね。その中にはP F O SとかP F O Aとかいろいろ含まれておりますが、その総称がP F A Sであります。これについてお尋ねいたします。私この質問について、色々と調べてきたんですよ。ところが通告を済ませた後の9日の早朝にね。昨年4月10日に放映されましたNHKのクローズアップ現代、追跡P F A S汚染、暮らしに迫る化学物質の第1弾。これは昨年の4月10日に放映されたのですが、この再放映がありました。私はそれを見ましてね、もう私が知らなかったことは全部ここに書いて出ています、こう思ったわけであります。そして第2弾が、明後日の12日7時半ですかね、NHKのクローズアップ現代を放映するという予告もありました。見ていただければ緊急性が分かると思います。私は今日は。第1弾の放映の中にありました鞍手町が関連するかもしれない部分だけをちょっと紹介しながら、質問をしたいと思っております。放映によりますとね、環境省が調べたところ、西日本から東日本に及ぶ各地の河川や地下水から国の数値を大きく超えている場所が次々と見つかり、その地点は139か所に上ったということでした。その中で色々出てきました。いや、大変な事がね。私は特に印象に残りましたが、大阪府の摂津市の問題です。この大阪府の調査では、市内の水路や井戸などで、国の決めた値を大幅に超えるP F A Sが検出されたと。そして、主な汚染源としては考えられているのは、もう番組の中では具体的な企業名が出ていますけど、色々ありますので、ここでは企業名は伏せておきますけれども、主な汚染源と考えられているのが、空調機器の大手メーカーX社。そのX社が地元市議会に提出した資料というのもし出てきました。そして、その工場では、有害性が指摘されるP F A Sの1つを、過去に製造していた、そして2012年までにそれを中止したということを言っている。その後の対策について、NHKの取材班が取材をしましたところ、その企業はNHKの取材に対して、こう答えたそうです。国の値を超える濃度の地下水が敷地外に流出しないように費用をかけて遮水壁、水が流れないようにする壁の設置などに取り組んでおりますと回答したそうです。これが放映内容など、ちょっとここに、私が、この次の質問に関係があると思って紹介した部分でございましてけれども、それで質問いたします。1番、鞍手町の上水道の水質検査でP F A Sの中でP F O S、P F O Aの検査がなされております。今回の数値の意味するところについてお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては担当課長に答弁させます。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えいたします。有機フッ素化合物の1つでありますP F O S、P F O Aにつきま

しては、国が2つの物質の合算値で水1リットル当たり50ナノグラム以下という暫定の目標値を定めております。これに対しまして、本町浄水場では、検査結果が、1リットル当たり5ナノグラム以下となっており、暫定目標値を下回っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

近隣のところも聞かれましたところ、皆さんねこういう値なんですね。そういう意味するところを聞きましたが、この検査の開始年月日、開始の理由についてお尋ねいたします。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。この検査につきましては、令和3年度から行っております。開始の理由につきましては、このPFOS、PFOAが国が、令和2年4月1日に水質管理目標設定項目という項目を設定したために、うちのほうは翌年度の令和3年度から実施しているところでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そういうことなんですよ。結局、急激に問題になったから、国としてもこれを、上水道の水質検査に入れなければならないということですね。令和3年から、国の方針が決まって、鞍手町では令和3年から廃止されたと。近隣の市町村も大体そういうことです。

次に聞きますが、検査回数、それから検査の委託先、委託先の1回当たりの委託料はいかがでございましょうか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。検査回数は年1回、毎年12月に実施しております。それから委託先につきましては、公益財団法人北九州生活科学センター、1回の委託料につきましては消費税込みで3万8,500円となっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私が課長から頂きました資料によりますと、このPFOS、PFOAこの2つについては、令和4年の12月23日と令和5年度10月22日で、場所が違いますよね。令和4年のほうは、荒五郎排水池系の給水栓と、もう一つの令和5年のほうは、違うところの配水池系ですね。だから、これ別のところと言えば2年に1回の検査ということになるんですか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。浄水処理は水を作る工程が2工程でございます。その工程を年に1回、交互に検査をしているところでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

年に1回交互ということは、1か所については2年に1回ということになるんですかね。分かりました。これについてちょっとね。ほかの近隣のところの人たち私が資料が手に入ったところしますとね。ちゃんと毎回毎年あるんですよ。だからちょっとこれとても高いからこういうことになったのかなと思ってちょっと委託料も聞いたんですけどね。やっぱり後でまた質問しますので、これはほかの自治体が毎年ね、取水工もしているらっしゃるのであれば、鞍手もしてもらったほうがいいんじゃないかちょっと後で質問しますのでね、と思うわけでございますが、この先ほどお答え頂きました。基準値ね、検査結果は基準値以内であるから、50ナノグラムパーリットルですかね、ということですけども。これについても、このクローズアップ現代でも言っていましたが、まだ研究の成果がそこまで達してないから、決定的なことは言えないけれども、アメリカは、両方とも4ナノグラムに新しく規制を変えたそうです。日本の場合は両方合わせて50ナノグラムですね。だから、動きとしてはもっと厳しく、もっと少ない量でも検査して明らかにしようという流れがあるということは分かります。それから、この検査について北九州生活科学センターですけど、本当は、PFOSについては2.5ナノグラムまで検査できるんだけど、福岡県はそこまで検査求めてない。50ナノグラム以下であれば良いということだからね、そういうことになってんだそうです。ですがやっぱりここは、アメリカが4ナノグラムになったというふうな動きがあるならばね、やっぱり検査できるなら2.5ナノグラムまで正確に検査していただいたほうがいいのではないかとこの感じがしますが、これは今後の課題でございます。

次の質問に移らせていただきますが、PFASの製造販売企業が鞍手町に存在すること認識はございますか。

(産業振興課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(柴田隆臣君)

お答えをいたします。PFASとは、有機フッ素化合物の総称でございまして、広範な化学物質のグループを指します。その種類は1万種類以上とされておりますが、それらを製造、販売している町内企業につきまして、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所及び県庁環境保全課に問合せをいたしました。確認することができませんでした。また、県より法令に基づく化学物質排出量等の届出を確認するよう助言がありましたことから、環境省公式ホームページを確認いたしました。町内企業を特定することはできませんでした。以上でございます。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私は、ちょっと情報として伝わってきたこととしましてはね、その企業が2024年、今年中に町外に移行するという情報も得ております。そしてこの企業は50年以上鞍手町で操業しているわけです。そういう企業があるとすれば、町として地下水の検査をする必要はございませんでしょうか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。恐らくそういった場合、水質汚濁法の範疇になるのかなとは思いますが、町のほうで地下水の水質の検査をするようなことは決められておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

大阪府の摂津市の場合は、住民の血中濃度、これが異常な数値がたくさん確認されておりますね。ですから私は、地下水、また地下水を生活用水に使ってある方があるかもしれない人たちね。だからそういう地下水をぜひ調べてほしいし、そういう、そこに近くに住んでいらっしゃる方の、この血液検査をしてほしいなと思うんですけれどもね。これは今後の課題としておきます。

最後の質問でございます。公共の入浴施設の確保についてです。住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けるための交流の場として、入浴施設の、ぜひという声がたくさん寄せられております。この件につきまして、町長の見解をお尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

高齢者の方が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、これは介護予防事業において、高齢者の交流の場として町内5か所の公民館を利用して、通いの場を開設しております。また、通いの場におきましては高齢者の心身機能の維持のため、運動教室等を実施しているところです。ご質問の公共の入浴施設の確保についてですが、当町におきましては入浴施設はありませんので、新たに建設する際には多額の費用を要するため、入浴施設を建設する考えはありません。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

とにかく非常に切実な声が寄せられております。最悪の場合でも、近隣の入浴施設について、町として責任を持って送迎して利用できるような、そういう形でも、考えていただけたらと思っております。このことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（的野信之君）

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終了しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日１１日を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって明日１１日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

—— 閉会 １５時１８分 ——

| 令和6年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第3号）                |                        |            |          |          |           |          |
|-----------------------------------------|------------------------|------------|----------|----------|-----------|----------|
| 招集場所                                    | 鞍手町役場議事堂               |            |          |          |           |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                           | 開 会 開 議                |            |          | 議 長      |           |          |
|                                         | 令和6年6月12日      午後1時00分 |            |          | 的 野 信 之  |           |          |
|                                         | 閉 会 開 議                |            |          | 議 長      |           |          |
|                                         | 令和6年6月12日      午後1時44分 |            |          | 的 野 信 之  |           |          |
| 出席及び<br>欠席議員                            | 議席<br>番号               | 氏 名        | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名       | 出欠<br>の別 |
|                                         | 1                      | 許 斐 英 幸    | 出        | 11       | 栗 田 美 和   | 出        |
|                                         | 2                      | 田 中 二 三 輝  | 出        | 12       | 西 藤 典 子   | 出        |
|                                         | 3                      | 星      正 彦 | 出        | 13       | 篠 原 哲 哉   | 出        |
|                                         | 4                      | 宇 田 川    亮 | 出        |          |           |          |
|                                         | 5                      | 野 口 美 恵 子  | 出        |          |           |          |
|                                         | 6                      | 新 谷 留 晴    | 出        |          |           |          |
|                                         | 7                      | 的 野 信 之    | 出        |          |           |          |
|                                         | 8                      | 石 井 大 輔    | 出        |          |           |          |
|                                         | 9                      | 許 斐 潤 一 郎  | 出        |          |           |          |
| 出席      13人<br>欠席      0人<br>欠員      0人 | 10                     | 有 働 徳 仁    | 出        |          |           |          |
|                                         |                        |            |          |          |           |          |
| 会議録署名議員                                 | 1                      | 許 斐 英 幸    |          | 2        | 田 中 二 三 輝 |          |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務<br>局 長   | 武 谷 朋 視     | 出 | 議 会 事 務 局<br>次 長                   | 加 藤      優 | 出 |
|----------------------------------------|------------------|-------------|---|------------------------------------|------------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長              | 岡 崎 邦 博     | 出 | 副 町 長                              | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長            | 外 園 哲 也     | 出 | 会 計 課 長                            | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長          | 梶 栗 恭 輔     | 出 | 都 市 整 備<br>課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権<br>課 長   | 田 鶴 原 竜 二   | 出 | ま ち づ く り<br>課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険<br>課 長   | 石 田      克  | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農<br>業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長          | 石 田 正 樹     | 出 | 上 下 水 道<br>課 長                     | 神 谷      徹 | 出 |
|                                        | 健 康 こ ど も<br>課 長 | 沼 野 葉 子     | 出 | 教 育 課 長                            | 森 永 健 一    | 出 |
|                                        | 住 民 環 境<br>課 長   | 大 村 俊 夫     | 出 |                                    |            |   |
|                                        |                  |             |   |                                    |            |   |
|                                        |                  |             |   |                                    |            |   |
| 議事日程                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |
| 付議事件                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |
| 会議経過                                   |                  | 別 紙 の と お り |   |                                    |            |   |

## 令和6年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月12日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第40号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第43号 財産の取得

令和 6 年 6 月 1 2 日    6 月 定例会 議案 質疑。

1    出席議員は次のとおりである（ 1 3 名）

|      |                |      |           |      |                  |
|------|----------------|------|-----------|------|------------------|
| 1 番  | 許 斐 英 幸        | 2 番  | 田 中 二 三 輝 | 3 番  | 星            正 彦 |
| 4 番  | 宇 田 川        亮 | 5 番  | 野 口 美 恵 子 | 6 番  | 新 谷 留 晴          |
| 7 番  | 的 野 信 之        | 8 番  | 石 井 大 輔   | 9 番  | 許 斐 潤 一 郎        |
| 10 番 | 有 働 徳 仁        | 11 番 | 栗 田 美 和   | 12 番 | 西 藤 典 子          |
| 13 番 | 篠 原 哲 哉        |      |           |      |                  |

2    欠席議員は次のとおりである  
      なし

~~~~~○~~~~~

—— 開 議 1 3 時 0 0 分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。日程第 1 議案第 3 7 号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。質疑はありませんか。

（ 4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○ 4 番（宇田川亮君）

住民税 1 万円を減税するということですが、これまず対象はどのくらいおられるのかというのと、1 万円未満の方はどういうふうになっているのか教えてください。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えをいたします。まず、対象者の人数についてお答えをさせていただきます。所得

割定額減税対象納税義務者数といたしましては6,128名、被扶養者親族の人数は2,228人、控除対象配偶者の方が1,114人、合計で9,470人が対象となります。今回の住民税の定額減税控除が至らなかった方につきましては、調整給付金という形で減税の恩恵を受けることとなります。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

その調整給付金の恩恵を受けるということですが、時期はいつ頃になりますか。そして今回の定額減税、条例の改正もしないといけないし、事務量も相当なものじゃないだろうかというふうに思いますし、調整交付金ですかね、それ恩恵を受ける方にまた今度給付しないと。そういった事務量も大変なものになってくるんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えいたします。控除し切れない対象方、減額しきらない方は調整給付を支給するということとなっています。現在のところ、給付のためのシステムの改修を精査している段階でございます。支給につきましては、7月下旬を目標にしております。対象者としては2,800人程度の給付費支給対象者が発生する予定でございます。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

いや分かりました。ただもうシステム改修から何かいろいろしないといけないと思いますけれども、その事務量が増えるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点についてのお答えがなかったのもう一度お願いします。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。今回の支給対象者につきましては、過去、例年やっています非課税対象者でございませぬので、実態把握に対して通知を送る分につきましては再度調整する必要がありますので、事務量については増加する予定でございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番 (西藤典子君)

定額減税だけでなく固定資産税のことは言っているようなんですけど、その主要な点というのはどういう点でございましょうか。

(税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長 (石田 克君)

令和6年度の固定資産の評価替えに伴いまして、土地に係る固定資産税の負担調整率

の現行の仕組みを３年間継続するというのが今回改正となっております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３７号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第２ 議案第３８号 専決処分の承認「鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。質疑はありませんか。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

限度額の引上げについては毎年毎年引上げられてきているわけですが、毎年同じこと聞いていますけども、今回の対象者、影響を受ける方がどのくらいあるかというのを教えてください。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えをいたします。令和５年度中に１度でも国民健康保険に加入された方で計算をさせていただいております。まず、課税限度額以上の納税義務者の方が１２名おられます。それと、５割、２割軽減対象となる世帯基準の引上げに伴い、２割軽減から５割軽減に該当される世帯が６世帯、新たに２割軽減に該当される世帯が１１世帯となっております。以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第３８号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３８号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第３ 議案第３９号 「鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。質疑はありませんか。

(１２番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○１２番(西藤典子君)

１番最後に経過措置として保育所及び保育従事者の配置の状況に鑑み保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間この条例による改正後の鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、これについて適用しないと書いてあるんですね。その理由をちょっとお尋ねしたいと思っているんですが。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康こども課長(沼野葉子君)

お答えいたします。理由につきましては、保育士等が見つからない場合は保育に影響がないように、従前の配置で今年度いっぱいは大丈夫ですっていうような経過措置となっています。以上です。

(１２番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○１２番(西藤典子君)

あくまでも、もうこれをするということじゃなくて、いろいろ努力したけど、見つからなかった場合にこういうことがあるということでございますかね。確認いたしますが。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康こども課長(沼野葉子君)

西藤議員がおっしゃるとおりで移行期間となっております。現在鞍手町では家庭的保育事業を実施している施設はございません。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３９号は民生産業委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第３９号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第４ 議案第４０号 「令和６年度 鞍手町一般会計補正予算第１号」を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の１２頁をお開きください。２款総務費及び３款民生費について１２頁から１７頁まで質疑ありませんか。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

まちづくりに関する防犯灯の関係です。提案理由からいうと新規に延伸した県道に防犯灯を設置するというふうに読み取れるんだけど、その解釈で間違いはないでしょうか。

(まちづくり課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (高橋奈美江君)

お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、県道直方鞍手線の開通に伴い、中山交差点から旧サンダースイミングの間に防犯灯を設置するものです。以上です。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

本町では防犯灯設置に関して要綱なのか6項目程度あったというふうに記憶しています。今回、開通に伴い防犯灯が立っていないというのは、結局まだ通学路に指定されていない、もしくは認定されていないから開通と同時にそれが設置されなかったというふうに理解しているのかなとは思いますが、今現在、旧サンダースイミング周辺、その辺はまだ歩道等の工事が行われているというふうに理解していますが、それが工事終わって防犯灯を立てるという時期がいつになれば、担当課のほうの通学路の認定との関係もあると思うので、いつまでになってしまうような明言しにくいとは思いますが、その辺、今把握している時期等が分かれば。教えてください。

(まちづくり課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (高橋奈美江君)

お答えいたします。議員がおっしゃいましたように防犯灯の設置基準については、6つの基準がございます。その一つに、議員がおっしゃいました、通学路についても一つの基準となります。現在、教育委員会において横断歩道の設置については警察署へ要望を行っているということで、速やかに通学路についても認定していく予定と聞いております。

町としましては、通学路に認定されることや地域住民の安全安心のために、今回、防犯灯の設置に係る工事費のほうを計上させていただきました。また今回の開通に伴い防犯灯の時期的なものですよね。その部分につきましても現在歩道の整備等がございますので、その辺が終わりましたら速やかに調整をさせていただいて設置したいと考えております。以上です。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

開通し延伸した県道っちゅうか、その部分は既存の開通しているインター周辺の道路、県道が延伸したわけですけど、そこにはもう防犯灯ついていますよね。あれと同じようなスパンで建てたとしたら、距離的に言うと恐らく40基程度建てなきゃいけなくなると

思うんですよ。あそこが電柱もないし何もないので支柱と電気つけなきゃいけない。支柱からつくっていかなくちゃいけない。と言ったときに、この金額がね、少しどうなのかな、ちょっと高額というかそういうふうなイメージもあるんだけど、台数によっては40基程度建てるとなると、やはりこの程度かかる。何らかの歳出基準があると思うんだけど、その辺ちょっと教えていただきたい。

(まちづくり課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。今回の防犯灯の設置箇所につきましては、550メートルの間に、左右交互に38基を予定しておりますので、若干、先ほど議員がおっしゃいましたように、ポールから設置をしなくてはなりませんので、金額についても高額というふうな形になっております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

そのページの下の段のところでございますが、徴税費っていうところですね。その中の、インターネット公売システムの使用料とあります。このインターネット公売システムというのはなんに活用するシステムでございましょうか、お尋ねいたします。

(税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長(石田 克君)

お答えをいたします。今後、差押えの動産につきまして換価手続を進める中で、インターネットによる公売を検討しております。その際に必要なシステム利用料を今回予算に計上させていただいております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

次のページの民生費社会福祉費の中の福祉人権課福祉人権係、障がい者の在宅支援事業のところ、自動車運転免許取得給付費というのがありますね。これは何人分ぐらいが計上されているのかお尋ねいたします。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。当初におきましては実績に基づき1件を見込んでおりましたが、今回3件の申出が出ましたので、不足額20万円を補正するもので、3名での予定でございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

次のですね、児童福祉費のところの、公立保育所と認定こども園について賄い材料費の

補助がっております。県からは僅かに167万しか来てないんですね。だからこれはもう全て、町独自の予算ということでしていただいているということでございましょうかね。お尋ねいたします。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康こども課長(沼野葉子君)

お答えいたします。西藤議員のおっしゃるとおり、県の補助事業については認定こども園部分のみの補助となりますので、残りについては町単費となります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に、4款衛生費及び10款教育費について16頁から19頁まで質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

19ページの8款土木費の部分で高速道路跨道橋撤去事業費、これ当初予算のほうに撤去事業費が入っていたと思いますが、この中に土地購入費として上げられていますが、この購入の理由を教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。現在事業を行っております九州縦貫道をまたぐ、跨道橋の撤去工事に必要な用地の取得となります。3橋を撤去するに当たり、工事車両及びその橋梁の解体の作業スペースが必要なことから、今回、下松尾橋に隣接している土地を購入するものとしております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

鉄橋事業費より土地購入費が多分高額になっていると思うんですが、その工事が終わった後、土地の利用方法等までは決まっているのでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

今年度の当初に上げています予算につきましては約2,000万上げていますが、金額につきましては、今年度撤去にかかる詳細設計の金額になっておりまして、工事費ではございません。今回、この土地を購入に当たりまして工事が終わった後、この土地につきましては、所管替えを行い普通財産として売却ができる土地とするようにしております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番（西藤典子君）

この件ですが、具体的な場所とか広さですね、そういったのをちょっとお尋ねしたいと思いますが、

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

○都市整備課長（西生卓矢君）

まず土地の広さといましては約3,000平米の土地となります。場所といましては、中山口の交差点があると思うんですが、それから県道直方宗像線を新北方面のほうに向かっていきますと、右側に新幹線の基地があるかなと思います。そののちょっと新北寄りのとこの右側の高台の土地になります。その3,000平米となります。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

17ページの保健衛生費です。新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金給付費と書いてあるんですね。どういう被害を受けた方が何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

（健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める）

○健康こども課長（沼野葉子君）

お答えいたします。こちらについては対象となる病名や健康被害については、厚生労働省が認定するため、具体的には明記されておりませんが、今回の方の詳しい病名につきましては個人の特定につながりますので公表を控えさせていただいております。人数については1名になります。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

まず土地の購入の関係、先ほどの19ページかな。その関係ですけど、位置やそういったものをいろいろ質疑されましたけども、議長ぜひもう少し詳細に付託委員会では詳細に質疑等したいというふうに思いますので、位置図それから地籍等が分かるもの。それから、せめて地権者の人数等が分かるような状況の資料等の提出を求めたいというふうに思います。さらに、細かく確認をしたい内容もございますので、担当課の委員会への説明員としての出席、これも求めたいと思いますので、ぜひ執行部のほうにそのような形で申入れをしていただきたいというふうに思っております。町長ぜひ議長からそのような申出がありましたら、担当課のほうも付託委員会のほうに出席していただけるようお計らいをしていただきたいと思います。いかがですか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

田中議員の申出につきましては、より議員の皆様の中身を理解していただきたいということもありますので、今の申出についてはお受けしたいというふうに思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

その前のページのため池の関係です。先日現地を確認してまいりました。今回、提案理由を見ますと堆積土砂の撤去というふうになっています。確かに今、水嵩が大分減っていて、その状態の確認がとれましたけども、かなり堆積しているなという印象を受けております。ただ、今回土砂の撤去だっけということになっていますけど、素人ですが私が見た限りにおいて、土手の部分もかなり傷んでというような印象を受けておりますが、その辺については手だてをしないのか、堆積物だけを撤去するのか、その辺を教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。本ため池は、令和4年度の劣化状況の調査におきまして、堤防については問題ないとの判断が出ております。また、山側ののり面につきましても、田中議員がおっしゃる通りブロック積みをしてない区間もございますが、緊急性が高くなく早急に工事が必要なものではございませんので、今回の補正につきましては、浚渫のみの工事として計上させていただいております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

この1,400万程度の追加予算という形になっています。この案件が当初予算に組まれてなかったっていうのはいろんな諸条件あると思うんですけど、どういった理由で補正になったんでしょう。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。このため池につきましては、今年の3月下旬に、八久保ため池を管理する地元の営農組合より浚渫の要望が出されまして、現地調査の結果、当初予算には間に合いませんでしたので6月予算として計上させていただいております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

古いデータかもしれませんが、日本には20万か所程度はため池があります。なおかつ福岡県はその中でもため池の数でいうとベストテンに入ったけども、その一部が鞍手町、かなりの数あると思うんですけど、やはり橋梁とか道路とかも過去にも指摘を

していましたが、やっぱり短期、長期、中期いろいろなスパンで、そういった補修計画といったものは関係各所とやっぱり細かくやっていかないと、何かこう常に受け身のような予算組みに感じていますので、その辺はぜひ考慮していただきたいというのと、今回のこの1, 430万かなりの高額ですけど、どの程度の量が想定されるんでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。今回は八久保の浚渫工事に、現段階で予定しています設計数量は土砂の設計数量は1, 500立米から1, 600立米を予定しております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。次に歳入に移ります。8頁をお開きください。歳入は一括して質疑をお受けします。8頁から11頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入・歳出全般について質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

先ほど37号の関係で定額減税がなされて、その減税補填分だとか、先ほど課長も言われましたがシステム改修が必要だとか、7月には調整給付を行うとか言われていますけれども、そういったものはもう当初予算に入っていたんですか。それともこの6月補正で入るではなかったんですか。どっちなんですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。定額減税に係る補足給付の給付費につきましては、当初予算のほうに計上させていただき、システム改修のほうも上げさせていただいています。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。質疑はありませんか。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

1ページ2ページのところに出ている歳入の部分。これ何か提案理由で、マイナンバーカードと健康保険証の一本化のための予算というふうに聞きましたけれども、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思うんですけど。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えをいたします。現行国民健康保険証を発行しておったのですが、12月2日以降はもう国民健康保険証を発行することができなくなりますので、それに伴いまして、今後マイナンバーカードが保険証の代わりになるということとなります。ただマイナンバーと保険証を紐付けされておられない方につきましては、12月2日以降は、資格確認書というものを別に発行するようになりますので、保険証の変更に伴うシステムの改修がどうしても必要となりますので、今回補正をさせていただいております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

他の近隣の私の知っている市町村ではね、やっぱりもういきなり保健証がなくなるっていうんで、かなり混乱されることが多いと思うんですね。だからその経過について詳しく説明した文書が配ってありました。何かそういったことを鞍手町もしていただけないのかなと思っておりますが、いかがでございますか。

（税務保険課長 石田 克君、挙手して発言を求める）

○税務保険課長（石田 克君）

お答えをいたします。そういった今までの国民健康保険証からマイナンバーカードに保健証の役割が変わるということにつきましては、国のほうからも住民の方に十分説明をするようにということと言われておりますので、その件に関しましてはうちのほうもしっかり広報をしていきたいというふうに思っております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

それに関連するのかどうか分かりませんが、町の広報の5月号に記事が載っておりますね。マイナンバーカードの申請受け取りにご協力頂けませんかと書いてありまして、

そしてQRコードが入っていますが、ちょっと見てみたんですね。そしたら施設支援団体による申請サポート、利用者の皆さんのマイナンバーカード申請の募集やサポートする事業、1件につき2,000円の報償費をお支払いします。次に施設支援団体による代理交付、利用者の皆さんのマイナンバーカードの代理受付や配布をすること、1件につき2,000円の報償費をお支払いしますとここ書いてあって、あれっと思ったんですが、この予算はどこから出るんですか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。こちらのほう当初予算からも上げているんですけども、住民系のマイナンバーカードの普及事業のほうの予算から出します。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この問題は最初から引っかかっているんですけど、当初からこのマイナンバーカードは任意だということはずっと言われているんですよね。変わってないと思います。何かそういったふうにお金をかけて、もう皆さん全員に持たせるという、結局あれなんですよ申請してらっしゃる方いらっしゃらなかった。。。

○議長(的野信之君)

西藤議員。議案に対する質疑です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

はい。それで言いたかったのは、ちょっと対象者が持てないような人がずっと入っているでしょ。障がいのある方とか長期入院の方とかね。だから、そういう方に全員持たせて、そして介護中の方とか。。。

○議長(的野信之君)

西藤議員。議案に対する質疑です。もしそういったあれでしたら、次回一般質問等でおこなってください。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

はい、分かりましたはい。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思いま

す。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は民生産業委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第7 議案第43号 財産の取得を議題とします。質疑はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この件については、入札が行われたのでしょうか、お尋ねいたします。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。入札につきましては5月21日に実施をしております。近隣地域の家具の什器備品の販売事業者10社を指名いたしまして、5社応札の結果、5月27日付で仮契約を締結しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

鞍手町には、企業版ふるさと納税というのが令和4年から始まっていますね。令和4年の予算に1,000円計上されていまして、その結果決算のときにね、企業版ふるさと納税の70万と出ていましたので、私質問いたしました。どういう企業ですかとお尋ねしましたらね。2社の名前がその中に、玉置さんが入っていらっしゃいました。また令和5年にも予算、6年もそう予算1,000円計上されておりますね。もう令和5年については分かっていると思うんですけど、令和5年におきますこの企業版ふるさと納税はどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長(的野信之君)

西藤議員、議案に対しての質疑ですので、今の内容はちょっと該当しないので。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

分かりました。はい。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

ちょっと中身のところになるんですが、男子更衣室と女子更衣室の部分になるんですが、これ女子更衣室にはロッカー鍵付きのロッカーがあつて、男子更衣室には鍵付きのロッカーがないのは何でなのでしょう。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えをいたします。ちょっとスペース的な問題もありまして男性職員のほうが割合としては多い部分もございます。あと女性職員については小物類等が多く保管されるようにロッカーを準備しております。男性職員の更衣室につきましては、逆に多くカップとか、そういった現場に関連するような作業服等もかけられるように、サッカーの何ていうんですかね控室のようなイメージでハンガーを多めに準備しているというような形をとっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番(石井大輔君)

ありがとうございます。今の内容を聞くとサッカーの控室が格好いいなみたいなイメージなんですけれども、ただやはりどうしても男性職員の方々はもし火災とか起きた場合に消防団員とともに現場に出て、時間関係なく災害のほうに当たっていただく、そういうときにやはり自分の貴重品を直す場所等が必要なんじゃないかなと思うんですけど、そういう場所っていうのは確保っていうのはあるのでしょうか。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

そういった貴重品については、これまでも自己管理の中でやってきております。一つは自分の机に今度は引き出し付きのワゴンタイプの引き出しになりますので、そちらに施錠ができるようになっておりますので、もしそういったものを置かれる場合については、そういった自分の机の施錠をしていただいて入れていただくということになります。それから執務室の中には基本的には立入りが、一般の方とか、職員以外が入れない仕組みになっておりますので、今よりも大分安全な形にはなるかというふうに考えております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日13日から17日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、明日13日から17日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 13時44分 ——
~~~~~○~~~~~

| 令和6年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）                |                        |                  |          |          |                       |          |
|-----------------------------------------|------------------------|------------------|----------|----------|-----------------------|----------|
| 招集場所                                    | 鞍手町役場議事堂               |                  |          |          |                       |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告                           | 開 会 開 議                |                  |          | 議 長      |                       |          |
|                                         | 令和6年6月18日      午後1時00分 |                  |          | 的 野 信 之  |                       |          |
|                                         | 閉 会 開 議                |                  |          | 議 長      |                       |          |
|                                         | 令和6年6月18日      午後1時18分 |                  |          | 的 野 信 之  |                       |          |
| 出席及び<br>欠席議員                            | 議席<br>番号               | 氏 名              | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名                   | 出欠<br>の別 |
|                                         | 1                      | 許 斐 英 幸          | 出        | 11       | 栗 田 美 和               | 出        |
|                                         | 2                      | 田 中 二 三 輝        | 出        | 12       | 西 藤 典 子               | 出        |
|                                         | 3                      | 星      正 彦       | 出        | 13       | 篠 原 哲 哉               | 出        |
|                                         | 4                      | 宇 田 川    亮       | 出        |          |                       |          |
|                                         | 5                      | 野 口 美 恵 子        | 出        |          |                       |          |
|                                         | 6                      | 新 谷 留 晴          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 7                      | 的 野 信 之          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 8                      | 石 井 大 輔          | 出        |          |                       |          |
|                                         | 9                      | 許 斐 潤 一 郎        | 出        |          |                       |          |
| 出席      13人<br>欠席      0人<br>欠員      0人 | 10                     | 有 働 徳 仁          | 出        |          |                       |          |
|                                         |                        |                  |          |          |                       |          |
| 会議録署名議員                                 | 1                      | 許    斐    英    幸 |          | 2        | 田    中    二    三    輝 |          |

| 職務出席                                   | 議 会 事 務<br>局 長   | 武 谷 朋 視      | 出 | 議 会 事 務<br>局 次 長                   | 加 藤      優 | 出 |
|----------------------------------------|------------------|--------------|---|------------------------------------|------------|---|
| 地方自治法<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町 長              | 岡 崎 邦 博      | 出 | 副 町 長                              | 折 尾 敬 敏    | 出 |
|                                        | 教 育 長            | 外 園 哲 也      | 出 | 会 計 課 長                            | 小 長 光 弘 平  | 出 |
|                                        | 総 務 課 長          | 梶 栗 恭 輔      | 出 | 都 市 整 備<br>課 長                     | 西 生 卓 矢    | 出 |
|                                        | 福 祉 人 権<br>課 長   | 田 鶴 原 竜 二    | 出 | ま ち づ く り<br>課 長                   | 高 橋 奈 美 江  | 出 |
|                                        | 税 務 保 険<br>課 長   | 石   田      克 | 出 | 産 業 振 興 課 長 兼 農<br>業 委 員 会 事 務 局 長 | 柴 田 隆 臣    | 出 |
|                                        | 管 財 課 長          | 石 田 正 樹      | 出 | 上 下 水 道<br>課 長                     | 神 谷      徹 | 出 |
|                                        | 健 康 こ ど も<br>課 長 | 沼 野 葉 子      | 出 | 教 育 課 長                            | 森 永 健 一    | 出 |
|                                        | 住 民 環 境<br>課 長   | 大 村 俊 夫      | 出 |                                    |            |   |
|                                        |                  |              |   |                                    |            |   |
|                                        |                  |              |   |                                    |            |   |
| 議事日程                                   |                  | 別 紙 の と お り  |   |                                    |            |   |
| 付議事件                                   |                  | 別 紙 の と お り  |   |                                    |            |   |
| 会議経過                                   |                  | 別 紙 の と お り  |   |                                    |            |   |

## 令和6年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月18日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
補正予算（第1号） (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）  
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第40号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第1号） (総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第43号 財産の取得 (総務文教委員長報告)
- 日程第8 意見書第1号 地方自治法改正法案に係る「国の補充的支援」の慎重審議を求める意見書
- 日程第9 閉会中の継続事件

令和 6 年 6 月 1 8 日    6 月 定例会 閉会。

1    出席議員は次のとおりである（ 1 3 名）

|      |                |      |           |      |                  |
|------|----------------|------|-----------|------|------------------|
| 1 番  | 許   斐   英   幸  | 2 番  | 田 中 二 三 輝 | 3 番  | 星            正 彦 |
| 4 番  | 宇 田 川        亮 | 5 番  | 野 口 美 恵 子 | 6 番  | 新 谷 留 晴          |
| 7 番  | 的 野 信 之        | 8 番  | 石 井 大 輔   | 9 番  | 許 斐 潤 一 郎        |
| 10 番 | 有 働 徳 仁        | 11 番 | 栗 田 美 和   | 12 番 | 西 藤 典 子          |
| 13 番 | 篠 原 哲 哉        |      |           |      |                  |

2    欠席議員は次のとおりである  
なし

~~~~~○~~~~~

—— 開 議 1 3 時 0 0 分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第 1 議案第 3 8 号から日程第 4 議案第 4 2 号までの 4 件を一括して議題と
します。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告
を求めます。

（ 1 3 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○ 1 3 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 3 8 号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例）

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第39号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第41号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月12日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第38号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第39号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第42号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第38号について、討論はありませんか。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

○12番（西藤典子君）

議案第38号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険税の課税限度額は、後期高齢者医療制度が創設されました2008年以降、16年間に最初の68万円から今回改定の106万まで38万円の引上げ、1.5倍以上に引上げられることになりました。特にこの3年間、令和4年度の3万円、5年度の2万円、今回の2万円と3年連続の引き上げです。国保には被用者保険と比べて構造的な違い・問題があります。皆さんご存じのとおりだと思います。一つは被保険者

数、家族数に応じた均等割負担があるため、世帯人数が増えれば限度額に達する所得は下がり、子どもの人数が多いほど低い所得でも限度額を負担しなければならなくなるという問題です。二つ目は、サラリーマンなどの被用者保険の場合は、報酬月額によって保険料が決まるため所得が多くなるにつれて保険料負担が増えますが、国保の場合は、自治体ごとに定める保険料率が高ければ、鞍手町の場合もいろいろありますけれども、低い所得でも限度額に達する場合があります。そして何より、国保の被保険者は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職の方々、また3割が非正規労働者等で低所得者数が多く加入する医療保険制度であるとともに、事業主負担がないこと、これが非常に負担が重くなる原因になっております。結果、単純に考えても年収や家族構成が同じ健保の加入世帯の2倍以上の保険料を払うということが起こってくるわけでありす。国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっているわけです。国保制度のスタート時点では、国庫負担の必要性が謳われておりましたが、その後、国庫負担の抑制が続き、今日に至っています。全国知事会や全国市長会、それから全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けております。高知市の岡崎誠也市長は、国保の賦課限度額の引き上げについて、保険料水準に大きな格差がある実態の中で、各保険者の実態を考慮せず、一律に限度額を引き上げていく手法は、もはや限界に達していると指摘されております。国保制度の持続可能性のためにも、また、この鞍手町の町長も町村会の一員であると思いますので、制度改革の先頭に立ち、町民をこれ以上苦しめないために全力を挙げていただきますことを要望し、この議案についての反対討論といたします。以上です。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります

次に議案第39号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第41号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第42号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第３８号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３８号は委員長報告のとおり承認されました。

次に議案第３９号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第４１号 鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第４２号 鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第５ 議案第３７号から日程第７ 議案第４３号までの３件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長
の審査報告を求めます。

（６番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

○ ６ 番（新谷留晴君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第３７号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）

本委員会は、６月１２日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第７６条の規定により報告します。

次に、

議案第４０号 令和６年度鞍手町一般会計補正予算（第１号）

議案第４３号 財産の取得

本委員会は、６月１２日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第７６条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第３７号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第４０号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第４３号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第３７号について、討論はありますか。

（「なし」声あり）

これで討論を終わります。

次に議案第４０号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります

次に議案第４３号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第３７号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３７号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第４０号 令和６年度鞍手町一般会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第４０号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号 財産の取得を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第8 意見書第1号を議題とします。提出者を代表して、6番議員 新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

○6番(新谷留晴君)

意見書第1号 地方自治法改正法案に係る国の補充的指示の慎重審議を求める意見書。別紙意見書案を提出する。令和6年6月18日提出。提出者 鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲也。提案理由 地方自治法昭和22年法律第67号、第99条並びに鞍手町議会会議規則昭和62年、鞍手町議会規則第1号第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長(的野信之君)

お諮りします。意見書第1号は質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。意見書第1号 地方自治法改正法案に係る国の補充的支持の慎重審議を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって意見書第1号は、原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第9 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。これをもって本日の日程は全部終了しました。これをもって令和6年第3回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時18分 ——

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長      的 野 信 之

議員      許 斐 英 幸

議員      田 中 二 三 輝

令和6年6月18日

鞍手町議会

議長 的 野 信 之

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委 員 会 名                  | 調 査 事 項                                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査                                                      |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査                                                               |